

議 事

○白井参事官 若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会、第6回ヒアリング及び意見交換を開始いたします。

本日は、初めに若年者に対する刑事法制の在り方全般に関する意見募集について御報告し、その後、ヒアリング及び意見交換をいたします。

それでは、若年者に対する刑事法制の在り方全般に関する意見募集について、御報告をいたします。

御手元の「若年者に対する刑事法制の在り方全般に関する意見募集結果」という資料を御覧ください。この資料は、昨年11月16日から12月31日まで実施した若年者に対する刑事法制の在り方全般に関する意見募集に寄せられた意見を整理したものです。

1の(1)にあるとおり、今回の意見募集にお寄せいただいた意見の総数は664件です。意見をお寄せいただいた方の職業等については(2)のとおり、弁護士等が337件、自営業が37件、公務員が23件となっており、あとは資料に記載されたとおりです。なお、この職業等は、意見に記載があったとおり分類をしたものです。そのため、家庭裁判所調査官は公務員ですが、ここでは、意見に公務員と記載されていれば公務員、家庭裁判所調査官と記載されていれば家庭裁判所調査官としております。

次に、2の意見の内容について申し上げます。

別紙1の「少年法の適用対象年齢の引下げに関する意見」を御覧ください。

ここでは、お寄せいただいた少年法の適用対象年齢の引下げに関する意見を、【少年事件や少年審判の現状に関する意見】、【他法令の年齢条項との関係に関する意見】、【18歳、19歳の者の成熟度等に関する意見】、【少年を取り巻く社会環境、少年と成人とを分ける年齢等に関する意見】、【少年法の適用対象年齢の引下げの影響に関する意見】、【外国法制の考慮に関する意見】、【その他の意見】に分類しております。

詳細は資料を御覧いただきたいのですが、様々な意見が寄せられており、例えば、他法令の年齢条項との関係については、「民法の成年年齢と少年法の適用対象年齢とは趣旨、目的が異なるので、民法の成年年齢が引き下げられたからといって、少年法の適用対象年齢を引き下げなければならない必要性はない」という意見が寄せられた一方、「人を傷つけてはいけない、盗んではいけない、そういうことをすれば刑務所に行くということは、小学生でも分かることであり、民事の取引よりもよほど簡単に理解できるので、少年法の年齢だけ高いままにしておくというのは、筋が通らない」という意見もございました。

また、少年と成人とを分ける年齢については、大学を卒業する22歳頃という趣旨の御意見もあれば、高校を卒業する18歳という趣旨の御意見もございました。

なお、今回の意見募集は、少年法の適用対象年齢引下げに対する賛否の多寡を問題とするものではございませんが、参考のため集計したところを申し上げますと、少年法の適用対象年齢の引下げに賛成の意見は9件、反対の意見は634件、賛否の記載がないか賛否が不明な意見は21件でございました。

次に別紙2の「若年者に対する処分や処遇の在り方全般に関する意見」を御覧ください。

ここでは、少年法の適用対象年齢の引下げに関する意見以外の意見を、【少年法の適用対象に関する意見】、【処分の手続に関する意見】、【刑罰の在り方に関する意見】、【若

年者の更生に必要な施策に関する意見】，【推知報道の禁止に関する意見】，【検討の在り方に関する意見】に分類しております。

様々な御意見が寄せられており、こちらにつきましても、詳細は資料を御覧いただきたいのですが、例えば、刑罰の在り方につきましては、社会奉仕命令や治療命令等を念頭に、刑罰の多様化を求める意見、矯正処遇の在り方に関して、懲罰から更生指導に考え方を变えるべきとする意見、保護司の増加や若返り等を含む保護観察の強化を求める意見等が寄せられています。

また、推知報道の禁止については、現行法よりも実名報道は可能な範囲で広げるべきとの意見が寄せられた一方で、実名報道は更生を困難にするものであるとの意見も寄せられました。

若年者に対する刑事法制の在り方全般に関する意見募集の結果の報告は、以上のとおりです。

それでは、続きまして、ヒアリング及び意見交換を開始いたします。

本日は、最初に国立武蔵野学院院長の相澤仁様から御意見をお聞きし、その後、2組目として埼玉県立大学教授で元家庭裁判所調査官の市村彰英様から、3組目として読売新聞東京本社論説委員の大沢陽一郎様から、4組目として毎日新聞社論説委員の野沢和弘様から御意見をお聞きします。

まず、相澤仁様からは、現在の少年及び児童福祉分野における児童の実情、児童福祉分野から見た罪を犯した少年に対する処遇の課題、少年法の適用対象年齢の引下げなどについての御意見を20分程度お聞きし、その上で質問をさせていただきます。配布資料につきましては、パワーポイントを印刷したものが1点ございます。

それでは、相澤様、よろしくお願いいたします。

○相澤氏 御紹介いただきました相澤でございます。この度は、この勉強会にお声かけいただきまして、ありがとうございました。

私は、児童自立支援施設の実践を踏まえまして、特にスモールステップによるリービングケアの在り方について少し発表させていただき、それを踏まえて、この若年者に対する刑事法制の在り方について若干コメントをさせていただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

児童福祉の分野における移行期の現状の課題についてですが、児童福祉施設とか里親に措置をされたときには、個人的居場所である家庭や施設と社会的場所である出身学校、二つの居場所が同時に失われて施設なり里親さんに措置をされ、それから、その施設から退所するときにも、新たな二つの居場所に適応するという状況になっています。子供たちにとってみれば、いきなり二つの居場所に適応するという課題があるということにして、虐待を受けたようなお子さんについては二つの居場所に適応するには、非常に困難な課題であるということです。

そこで、私が実践してきた事例を若干紹介させていただきます。スモールステップによって社会復帰を考えていったらどうかという提案でして、時間がございませんので、家庭復帰して専門学校に通ったケース①について若干御説明いたします。このケースについては、地元の関係者である学校や児童委員、家庭児童相談員、児童相談所による事前協議、そして、学校の担任の先生にキーパーソンになっていただいて継続的に支援してもらい、中学

2年のときに、近隣地域から児童自立支援施設に入所しました。中学卒業までの間に面会や通信、一時帰省による家庭環境調整を図り、その後、中学卒業後に専門学校に進学をして、施設より通学をしました。

そして、約5か月間の通学後に週末に家庭復帰し、平日は施設で生活して家庭調整を図り、週末は家庭復帰をする。特に母子関係が悪化しているために、実際の仕事が休みである週末に家庭に帰して、母子関係の調整を図る。4か月間実施した結果、母子の関係が改善に向かい、コミュニケーションなどもスムーズにとれるようになる。

次に、逆に平日に家庭復帰して、家庭より専門学校に通学し、週末は施設で生活するようにして、本人の心理面での調整を図る。最初の1か月は、学校の担任教員若しくは施設職員が家庭訪問を実施する。3か月間実施した結果、家庭内でトラブルも起きたりもするけれども、自己調整しながら生活できるようになる。

ここで重要なことは、つまりきとかトラブルが起きたときに、どのように問題解決ができるかという、その力がついたのかどうかを判断することが、やはり社会復帰にとっては重要です。施設を退所し、2週間に1回通所してもらい調整を図る、専門学校を卒業し、住み込みで就職し、就職後は1か月通所、または通信にて調整を図るということで、安定した社会生活を送るということです。

ケース②とケース③ですけれども、ケース②は就職をしたケースで、③は進学をしたケースです。

表の1を見て分かるように、社会生活にスムーズに移行し適応するためには、三つのケースとも、まず社会的居場所である上級学校や職場に施設から通学、通勤し、そこで適応が図れた後に個人的居場所である家庭の適応を図るというようなことで、一時帰省による調整を徐々に期間を延ばしながら、退所後は通所、通信などにより定期的かつ必要なアフターケアを実施しているということです。

次に、今度は自立就職ケースということで、住み込み等で自立したケースですけれども、このケース④については、中学生のときに施設に入所、母親が面会に来るも、一言も口もきかずに10分程度でいつも終わってしまうような状況で、本人は家庭復帰については強く拒み、自立での就職を希望したため、関係機関と協議して自立就職に切り替えたものです。

自立支援計画に基づいて、本人のニーズを踏まえた支援を展開するというで、中学3年の3月期から施設での職場体験実習としての給食等での調理実習から開始しまして、その後、近隣の職場実習先での実習を数か月間実施した後、就職先での見習い実習を開始する。施設から自転車で通勤し、3か月間の見習い実習期間を終了し、正職員として採用される。その後は、生活寮から自立支援寮、施設の中にある寮に転寮して、自立生活の準備をしながら仕事を続ける。約1年間自立生活の準備をした後に施設を退所し、職場の近くのアパートを借りて自立生活を始める。退所後は、定期的な通信、訪問をしながら支援を続ける。その後も社会に適応した生活を送っているということで、ケース⑤についても同じようなケースです。

自立し就職したケースですけれども、表を見て分かるように、やはりこれも社会的居場所である職場への適応及び個人的居場所である一人暮らしへの適応を図るために、スモールステップで徐々に、職場実習、職場通勤、そして生活寮からの自立支援寮への転寮、それ

から自立支援寮から職場通勤，アパートへの転居，そして退所し通勤し，その後，アフターケアを実施するというようなことでのスモールステップによる支援を実施したということです。

この五つのケースに類似している点は，いずれのケースにおいても，施設から社会的居場所である上級学校や職場への適応をスモールステップによる支援によって図った後に，個人的居場所である家庭や一人暮らしへの適応をスモールステップによる支援によって図っている点です。もう一つ類似している点は，図1で示したとおり，切れ目ないスモールステップによる継続的な支援を行っている点ということで，社会的居場所から個人的居場所への切れ目ない支援構造を作っていくことが重要だということです。

スモールステップによる二つの居場所の適応ということで，二つのケースの分析結果から示唆されることは，やはり新たな居場所への適応をするためには，二つの居場所の適応を同時に行うのではなく，一つずつ行うことの方がよいのではないかという点です。一つの居場所への適応を図ってから，二つ目の居場所への適応を図ることによって，子供は適応しやすくなるということです。

もう一つは，社会的居場所への適応から個人的居場所への適応，個人的居場所になっている施設を基地にしながら，社会的居場所である上級学校や職場への適応を図ることを優先的にを行い，社会的居場所への適応状況についての過程評価を実施して，その後に個人的居場所である家庭などへの適応を図るというような取組が重要であるということです。

筆者らが実施した児童福祉施設及び里親家庭出身者への社会的支援の在り方に関するアンケート調査結果をまとめた報告書によれば，社会的養護施設等出身者及び里親出身者に社会に出て困ったことについて尋ねたところ，いきなり一人になってさびしくてつらかったと回答したものが全体の34%，また，職場や友人関係でうまくいなくて困ったと回答している者が全体の29%でした。また，東京都における児童養護施設等の退所者へのアンケート調査報告書によりましても，退所直後にまず困ったことについての質問に対しては，最も多かったのは孤独感，孤立感が29.6%，職場での人間関係という回答をしている者も22.3%と多かったということです。子供は，やはりいきなり社会復帰させるのではなく，施設や里親家庭で生活し，相談を受けながら，社会的居場所である職場などへの適応を図ることが重要であるということが示唆されています。

もう一つは，キーパーソンの存在ということで，アドミッションケアの段階からアフターケアの段階まで，子供からの相談援助，生活支援，進路調整，就学就労支援等々，やはり支援を中心に行うキーパーソンを確保することが必要であるということです。この五つのケースともキーパーソンとしての存在がいて，何かあっても，いつでもその人に相談ができるし，悩みを解決してもらえるので安心ですといったような回答を述べている子供もいたということです。

先ほどの報告書で，社会に出て困ったことについての質問に対して多かった回答が，前述した内容を除くと，自分の気持ちを話せる人がいないが31%，相談相手が身近にいないが29%でした。また，もう一つの報告書でも，まず困ったことについての質問に対して，身近な相談相手，相談窓口と回答している者も12.3%と少なくなかったということです。自由記述においてもそういうことが出ております。

これは，私の試案ですけれども，こういうふうにスモールステップができる子供の家庭支

援システムの構築が、やはり社会的養護を経験している子供たちにとっては必要で、保護からいきなり、この補完がなくて相談支援のところに飛んでしまうというのが現状でして、やはりそういう子供たちが社会復帰するための補完的な機能を作っていくべきです。ここで赤字で書いてあるのは、私が考えた事業でして、こういうイメージでシステムを作ったらどうかということです。

スモールステップができる、これも年長児童の支援システムの構築ということで、やはり保護から相談支援へいきなり飛ぶのではなくて、社会復帰ができるような、そういうスモールステップができる補完的機能の充実を図ったらどうかということです。

そういう中での子供に対する地域サポートシステムを作っていくということが非常に有効だということです。入所前から退所後までの継続的サポートを行うキーパーソンの確保とか、要保護対策地域協議会との連携、協働、恐らく年長の子供であれば、子ども・若者支援対策協議会みたいなものの活用になろうかと思えますけれども、児童委員などの連携、協働、年長の子供や若年者ですと保護観察官、保護司さんというようなことになろうかと思えます。当事者団体の活用ということで、「ひなたぼっこ」とか「セカンドチャンス！」とか、そういうところを活用することも考えられます。

この図は、少年院出院後の状況による分析ということで、平成23年度の犯罪白書に載っていたデータです。出院から最初の刑事処分に係る犯行までの間の犯罪を行っていない時期の行動を明らかにし、犯罪に至らなかった要因を検討した図ですけれども、対象のうちの174人のうちの143人、82.2%に就労が、また9人に就労努力が見られ、85.6%の者が就労又は就労努力を行っていたという結果になっています。犯行時の有職者が52.4%しかいないことを考えると、85.6%は顕著に高い比率であり、就労又は就労努力が犯罪の抑止に効果があると言えるというようなことを考察されているわけです。

また、監督者との生活が少なくとも73人、42%の者に見られ、その割合も大きいです。少年、若年者にとっては、監督者との生活による適切な生活管理は、犯罪の抑止に効果があると考えられるというふうに指摘されております。

更生の支援者という次の図ですけれども、やはり犯罪を行っていなかった時期に支援者がいた者は171人、94.5%であり、その比率が高いことから、支援の重要性が確認できる。支援者別によると、親が138人、76.2%と顕著に高く、その他配偶者、雇用主と続いている。したがって、少年を監督し、その更生を支援する親と同居は、犯罪の抑止、更生の支援の観点から重要であるという御指摘をしているわけです。

今までの発表を踏まえまして、これから自分のコメントを若干述べさせていただきますが、少年院の場合におきましても、今私が述べたようなスモールステップによる社会復帰教育過程みたいなものを導入されたらどうかということです。出院準備教育過程から社会復帰教育過程ということで、スモールステップによる社会復帰教育過程へ変更をして、少年院という個人的場所を確保しつつ、社会的居場所への適応を図る教育を行い、その後に、個人的居場所への適応を図ったらどうか。そのためにも、少年院にも社会復帰調整官のような人材を配置して、保護観察官や福祉・教育機関などと連携して、社会資源を有効に活用しながら家庭環境の調整や地域のサポートシステムを構築するというような取組はいかがかという提案です。

それから、若年者の刑事法制の在り方ですけれども、私は社会的養護のところで、児童福

祉で長く子供と向き合っておりますけれども、その背景には、虐待などがあり、不適切な養育の中でこういう行動上の問題を起こしている子供は少なくないということです。ですので、原則として、家庭裁判所や少年鑑別所での調査をして、14歳以上26歳未満の罪を犯した青少年、若年者については、原則として家庭裁判所及び少年鑑別所において、その背景や原因などについてアセスメントを実施し、その健全育成の可能性について検討した上で、審判若しくは裁判を行うということです。

裁判員には、青少年の健全育成のプロの任命というようなことも考えてはいかかがか、青少年に対する刑事裁判を行う際の裁判員については、青少年の健全育成に係る専門家ですね、教育、福祉、心理、医療なども含めて、複数任命するというようなことで、やはり青少年の健全育成の可能性等についても考えた上での裁判を行うというようなことも、検討したらどうかという提案です。

それから、矯正施設の在り方についてということですが、青少年社会復帰教育センター、これは仮称ですが、そういうものを創設したらどうか、つまり、少年院と少年刑務所をドッキングしたような青少年社会復帰教育センターということで、少年院の収容対象年齢であるおおむね12歳以上26歳未満の青少年は、少なくとも現在の少年院における矯正教育と同様の目的、内容、計画などにに基づき、科学的知見を付加しながら教育を実施する。さらに、前述したスモールステップシステムによる社会復帰教育を実施するというようなことが、やはり少年にとっては必要なものではないか、青少年にとっては必要なものではないか。ですから、少年鑑別所も青少年鑑別所みたいなものにしていったらいかかがということですが。

○白井参事官 それでは、質問に移りたいと思います。

○加藤刑事法制管理官 本日御説明いただいた内容のキーワードとなっているのがスモールステップ、あるいはスモールステップシステムというものであったと理解しましたが、その言葉の意味について確認させてください。お話を伺っている範囲では、問題性のある児童等について、公的な支援からだんだん手を放して行って、社会復帰を図るというような意味ではないかと理解したのですが、それで正しいかどうかを教えてくださいませんか。

○相澤氏 御質問された趣旨のとおりでございます。少しずつ課題を積んで、スモールで、段階でもいきなり二つも三つも飛び越えるのではなくて、らせん階段を上がるように緩やかに上がっていくという、そういうイメージを持っていただければと思っております。

○加藤刑事法制管理官 そのような概念あるいは方法論というのは、児童福祉の分野では一般的に用いられている、一般的に行われているものだと理解してよろしいでしょうか。

○相澤氏 一般的に行われているかどうかと言えば、行われているわけではございません。ただ、こういうことをしていくことがやはり有効であるということは、我々の世界では言われていることです。

○小川矯正局長 若年者の刑事法制についても御提言をいただいているわけですが、全体としては、今の少年に対する刑事法制なり保護手続を、若年者、青年にも広げるという御趣旨だと思って聞いておりました。その範囲につきまして、14歳以上26歳未満とする御提言ですが、26歳未満まで広げるべきだということの根拠と申しますか、配慮と申しますか、お考えについて、教えてくださいませんか。

○相澤氏 医療少年院の適用年齢が26歳未満ということになっておりますので、基本的には、そこまでは健全育成の可能性があるというふうに制度上でも恐らく考えておられたということかなと思ひまして、26歳未満というふうに私としては考えたわけです。

○小川矯正局長 児童自立支援施設の対象になる少年というのは、大体18歳ぐらいまでが多いと認識しておるのですけれども、実体験として、例えば、20歳過ぎの若年者や青年でも、こういった課題があり、問題があるから、26歳未満まで広げるといった、実質的な御経験とか御体験はあるのでしょうか。

○相澤氏 私が実際に直接処遇した子供が退所した後、少年院にお世話になるというような関係もございましたし、そういう少年と実際に退所した後にお付き合いさせていただいております。その子供たちは社会に適応しているということを踏まえたときに、やはり健全育成の可能性は残されていると実感しております。多くの場合、その辺の年齢までは、十分に教育を受ける方が刑罰より有効であると、私自身としては臨床経験に基づいて考えたわけです。

○小川矯正局長 それから、もう1点なのですが、少年院と少年刑務所を合わせたような形で青少年社会復帰教育センターなどを作られたらどうかという御提言でしたけれども、少年刑務所も、特に重大な犯罪を行った少年であるとか、あるいは繰り返し少年院に入った少年などに対して、刑罰の執行という中で、改善更生を一生懸命図っているつもりではありまして、教育的な配慮・処遇をしておりますし、社会復帰に向けた処遇もしているつもりではあるのですけれども、健全育成とか社会復帰という面では、少年院の方がベターであるというお考えなのか、具体的に、こういう点についてもっと変えた方がいいのではないかとすることがありましたら、教えていただけますか。

○相澤氏 やはり、一人一人の個別のリスクとニーズがあると思います。それに対して、きちっと対応をしていくということがやはり重要で、それが健全育成につながっていくわけです。そのためには、いろいろな方法ですね、教育も含めて、教育、医療、心理、福祉、そういう専門領域を総合的に使いながらアプローチをしていくということが、少年や若年者に対するニーズに応えていくということになるわけです。そういう総合的なアプローチによってニーズに応えるということが再犯を防ぐことになりまして、今日申し上げましたように、退所前後に居場所をきちっと確保できるような、ソーシャルワーク機能をきちっと付与して、若年者に対する支援を展開する方がよろしいのではないかとというのが、私としての考え方です。

○太田教授 先生が提唱されている制度ですけれども、私も段階的処遇というようなことを持論にしているために非常に理解しやすかったのですけれども、最終的に、先生がお考えになっているアフターケアというものの必要な期間というのは、やはり若年成人というところまで、しかも、かなりの一定期間必要だというふうにお考えでしょうか。

と言いますのは、児童自立支援施設の場合、かつては、中卒で基本的に親元に帰すというのが標準になっていたのですけれども、最近は中卒児童というものが多くなってきて、さらには、高校や専門学校を出ても、更に指導やケアが必要だという児童が増えてきています。そうすると、この通所処遇に切り替わった後のこのアフターケアの部分も、場合によっては20歳も超えて、今日の少年法の御提案では26歳までという御提案でしたけれども、こういう要保護児童の場合でも、やはりそういった若年成人の域までアフターケアが

できるというのが理想的だというふうにお考えでしょうか。

○相澤氏 そうですね。もちろん、ケース・バイ・ケースですけれども、きちっと子供が自分の社会的場所が確保されていて、個人的居場所がきちっと確保できるような、そういう状況まで、きちっと我々としては見守り支援をすべきだし、いざというときに、誰か相談相手になっていただけるような、そういうキーパーソンみたいな方が継続しているということが、やはり私としてはよりベターだというふうにお考えしております。

○太田教授 もちろん個別なケースによって違うと思うのですが、やはり法制度としては、若年成人の頃まで通所なりケアができる仕組みにしておいた上で、可能であればそこまで延ばすということが大切であるということでしょうか。

○相澤氏 そのとおりだと思います。

○木村少年矯正課長 相澤院長から、少年院においても、スモールステップによる社会復帰教育をどんどんやっていくべきではないかという御指摘をいただきまして、全くそのとおりだというふうに拝聴いたしました。少年院も新しい法律に社会復帰支援を盛り込みまして、一生懸命やっている最中ですので、御指摘の方向で引き続きやっていかななくてはいけないと、改めて感じた次第です。

一つ御質問なのですが、最後のスライドで、矯正施設の在り方についてということで、新しい施設の在り方の御提案がある中で、年齢がおおむね12歳以上ということで書いていただいているのですけれども、せっかくの機会ですので、現状認識について伺いたいのですが、平成19年に少年法・少年院法が一部改正されまして、少年院送致の下限年齢が従来の14歳からおおむね12歳に引き下げられ、それから10年近くがたちました。児童自立支援施設でお仕事をされている立場から、その辺りの運用について、どのようにお感じになっているかお聞かせいただきたいと思います。

○相澤氏 少年院で14歳未満の方がどのように支援というか矯正教育を受けているのか、私は実態としてよく分かりませんので、その内容についてどうかということコメントできませんけれども、児童自立支援施設側からすれば、やはり児童福祉施設の中でケアすることが非常に困難なケースも中にはございますので、そういう意味では、年齢が引き下げられて、矯正教育の方が適しているお子さんについては、少年院で矯正教育を受けられるようになったことはよかったかなと思っております。

○今福観察課長 児童自立支援施設に保護されている子供たちには、要保護児童もおれば、あるいは非行のある児童もおられ、その非行児童への対応においても、スモールステップの考え方を同様に適用されるという御趣旨だろうと思うのですけれども、それに当たって特に御苦労なさっている点や、先ほどの質問にも関係しますけれども、いわゆる少年の矯正あるいは保護観察、刑事司法の方に委ねた方がいいと思われる部分などについて、御見解をいただきたいと思います。

○相澤氏 私どもの方では、やはり児童福祉施設ですので、福祉や育て直しという観点から、例えば、武蔵野学院でも採用しておりますけれども、小舎夫婦制といったような形で、夫婦が子供たちと寝食を共にしながら濃密な関係を構築して、それに基づいて人間関係の信頼関係などを構築しながら、生活支援を基盤にして、そして、その子供のニーズに応じた治療的な支援を実施しています。子供と職員との人間関係の構築というようなことについては、福祉的ニーズのある子供については非常に重要なファクターですので、そういうこ

とを少年矯正の中でも考えていただけたらいいのかなというふうに考えております。

○久家参事官 私の方からも1点質問させていただきたいのですが、今日のお話は、スモールステップというところを中心に、社会的な居場所、それから個人的居場所を確保して、社会復帰していく場面がメインだったかと思いますが、最後から2番目のスライドの中で、家庭裁判所の調査や少年鑑別所の鑑別に関して、背景や原因などについてアセスメントを実施した上で、審判若しくは裁判を行うという御提言をいただいております。この点について、ただ単に裁判や審判を行うのではなくて、その前にアセスメントを実施することについて、日頃、児童の自立を支援されているお立場から、どういう意味で、どういう点からこのアセスメントが有用、あるいは意義があるというふうにお考えか、その点について教えていただけますでしょうか。

○相澤氏 例えば、犯罪行為なら犯罪行為、非行なら非行という行為が行われた、その行為の背景や原因がきちっと分からなければ、それに対してきちんとした支援なり処遇なりを考えていくことはできないということです。基本的には、その子の成長、発達を考えた場合には、やはりそういう問題が起きているということは、どこかにスムーズな発達がなされておらず、遅れなりゆがみがあったりしているはずですので、その原因をきちっと調査をしなければなりません。病気で言えば、病気になった症状の背景が分からなければ、きちんとした治療ができないのと同じでして、その行為の背景がきちっと分からなければ、きちんとした教育ができない。そういう意味では、家庭裁判所なり少年鑑別所というすばらしい機関をお持ちですので、そういう専門家の方々もきちっと調査をして、その原因を究明した上で対応の仕方について考えていただくと、これはやはり基本だと考えているわけです。

○松下刑事課長 現在、厚生労働省で児童福祉法に基づく支援対象となるものについての年齢について議論されていると報道されていますけれども、御存じの範囲で、こういった考え方で、どのような方向性でといったような、御承知のことがありましたら教えていただければと思うのですが。

○相澤氏 恐らく児童福祉で、特に、今回虐待対策と社会的養護分野の問題が中心になっているというふうに聞いておりますので、そうしますと、やはり社会的養護の子供たちは児童福祉施設とか里親家庭で生活をしているわけです。そういう子供たちが自立をしていく上においては、やはり18歳まで、児童福祉法は一応18歳で、20歳まで措置延長は可能ですけれども、それで、20歳でやはり支援を終えてしまうのでは、今の社会的養護にいる子供たちのニーズからすると、やはりニーズに切れ切れていないのではないかと。したがって、例えば、大学を卒業するぐらいまでの22歳年齢ぐらいまではきちんとした支援の手を延長することが必要だということで、年齢の延長について議論がされているのであろうというふうに考えております。

○加藤刑事法制管理官 ただ今のお話の関連で一つ教えていただきたいのですが、現在児童福祉法の原則的な適用年齢は18歳までで、民法の成年の年齢よりは下になっているわけですが、今、民法で成年年齢の引下げが議論されていて、18歳にするかどうかという議論がなされています。これを前提として、民法と児童福祉法との関係では、児童福祉法の支援や措置の対象になる年齢の方が、民法でいう成年の年齢よりも上になっても、特に違和感はないということになるのか、あるいは、やはり国が親に代わって面倒を見て

いるというか、保護しているというのが原則的な有り様だというふうに考えるべきなのか、児童福祉のお立場としてはどんなふうなお考えになっているのでしょうか。

○相澤氏 私は、18歳から20歳とか、年齢でどうこうというのは、制度論を専門にやっているわけではないので分かりませんが、要は、福祉の分野からすれば、子供のニーズにきちっと応える支援の仕組みなり制度なりがあれば、特例措置でも事業でも何でも、やはり子供が自立できるような、そういう支援策の構築を関係者は求めているのだというように考えております。

○白井参事官 私からも1点お聞きします。

キーワード的なお話としてスモールステップのお話があったわけですが、このスモールステップというものが非常に重要なものであるという一方で、児童福祉の分野でそれを100%できているかということ、そういうわけではないというお話だったかと思います。100%というのは無理かもしれませんが、必ずしも全てにそれが行き渡っていないのは、何が障害になっているのか、インフラの問題であるのか、それとも人材、費用の問題なのか、あるいは、最近の若者の気質といいますか、受け入れる側の方の問題なのか、その辺りについて、何か御意見があれば教えていただければと思います。

○相澤氏 これは、私の全く個人的な意見というか感想でございますけれども、先ほど言った補完的な機能のところの事業なり仕組みが非常に薄かったかなと思っています。ですので、インフラを行ってこなかったということが1点です。やはりその背景には、子供のニーズに合わせて仕組みを作ってきたというよりも、どちらかという、元々あった事業なり仕組みを使って、子供をどうにか支援しようというふうに考えてきた面があったのではないかなというような個人的な感想を持っております。

○白井参事官 ほかに、質問のある方はお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

それでは、相澤様、どうも本日はありがとうございました。

(休憩)

○白井参事官 それでは、再開いたします。

次に御意見をお聞きするのは、埼玉県立大学教授で、元家庭裁判所調査官の市村彰英様です。市村様からは、現在の少年及び若年者に対する処分や処遇の現状と課題、現在の少年の実情等、少年法の適用対象年齢の引下げ、推知報道の禁止などについて、御意見を20分程度お聞きし、その上で質問をさせていただきます。配布資料ですが、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」におけるレジュメと題する資料と、法務省勉強会から始まるパワーポイントを印刷したものの2点でございます。

なお、パワーポイントを印刷した資料につきましては、御意向によりウェブサイトへの掲載は行いません。

それでは、市村様、お願いいたします。

○市村氏 ただ今御紹介にあずかりました埼玉県立大学の市村と申します。

本日は、このような発表の機会を与えていただき感謝しております。少年を含む若年者に対する処分の現状と課題について、家裁調査官としての経験を踏まえてお話をさせていただきます。

私は教員をして13年目になりますが、以前は20年間、家庭裁判所調査官をしておりました。大学では司法福祉、非行、臨床心理学、家族臨床心理学、カウンセリングなどの講

義と研究をしております。外部では、東京家庭裁判所の保護者の会や東京都児童相談センターの虐待をしてしまった父親のグループのファシリテーターや家族カウンセリングをしております。

それでは、皆様にお配りさせていただいたレジュメを基に進めていきたいと思っております。

まず、現在の少年及び若年者に対する処分や処遇の現状と課題、かつ、家庭裁判所の少年審判、少年審判手続の社会調査や保護的措置の実情について、(1)の家庭裁判所の少年審判手続から始めさせていただきます。

①ですが、家庭裁判所の審判手続というのは、原則として刑罰ではなく、教育による再非行防止を図るものです。それから、②の個々の少年の状況ですが、教育による以上、個々の少年の状況、課題に応じた処遇が必要となってきます。そういうことで、家庭裁判所調査官の社会調査と保護的措置というものについて、御説明をさせていただきます。

①の非行のメカニズムの解明と適切な処遇に向けた検討ですが、少年事件における社会調査の中で、家裁調査官は、少年、保護者と面接したり、関係機関からも情報を収集したりすることによって、少年がなぜこの非行を起こしたのかを幅広く把握し明らかにします。また、問題を解明することだけにとどまらず、少年の能力、パーソナリティなどの内的資質、家庭、学校、関係機関との良好なつながりなどの外的資質をいかし、少年の再非行を防ぐためにどのような手当てを行うことが相当かを検討して、解決思考を働き掛けます。その際には、少年の自己効力感や家族の力をエンパワーしていくようにサポートしていきます。

②の家庭裁判所における保護的措置について御説明します。少年の再非行を防ぐため、家裁調査官による調査や少年審判の中で必要な保護的措置が講じられています。

資料を見ていただきますと、平成26年版の犯罪白書ですが、62.9%が審判不開始、それから、13.8%が不処分で終局しています。すなわち、76.7%の少年たちが保護処分に付されないということです。同じく一番新しい27年版でも同様の数字、75.5%が保護処分に付されないということになります。

しかし、この処分に付されない少年についても、保護者とともに家庭裁判所に出てきてもらい、家裁調査官が面接をし、非行に関する事実を個別に丁寧に聞き、十分に理解し、非行後、謝罪、弁償などの必要な対応がとられ、再非行なく順調な生活が回復されていることを確認し、助言や指導といった教育的な働き掛けをした上で、その旨裁判官に少年調査票で分かりやすく報告し、必要な場合にはカンファレンスをしています。この調査、審判を通じての教育的な働き掛けのプロセスを、保護的措置と言っています。必要な場合には、継続面接や試験観察をします。家裁調査官をしていた際の印象として、この手続を受けた少年は、一過性非行に終わるものが多いようです。

次に、③「発達」と「家族関係」という視点からのアセスメントについて説明いたします。調査においては、年齢における違いというより、少年の発達などの個人差や、家族、学校、職場、交友関係などの環境など、非行の要因を幅広く個別に分析評価します。初発非行年齢の早い非行、家族や学校のストレスが影響する非行、思春期の一過性非行、思春期病理がある非行、思春期の大きな挫折が行動化された非行など様々な事情による非行が生じています。

図を見ながら聞いていただきたいと思います。少年を取り巻く環境のうち、家族という視点

から非行を捉えた場合、日常、身近で当たり前の家族という関係の中で生じてしまう問題と、それに対し、良かれと思ってとっている偽解決が悪循環してしまう、その延長線上に非行という行動化が生じるという把握の仕方をしていくと、どのような手当て、介入が必要かというアプローチに結び付いていきます。いつ頃から始まった非行で、親や周囲がどのように対処し、どのような経過をたどってきたのか、その対処の仕方は問題解決にふさわしい対応の仕方であったのか、そうでなかったのかなど、発達的な視点と家族関係的な視点を踏まえたアセスメントが必要だと思います。

④保護者・家族に対する働き掛けについてです。少年の非行の要因となり得るとともに、少年の立ち直り、リハビリを支える上でも重要な役割を果たす家族に対しても、再非行防止のためにはどのような手当てが必要かを見出し働き掛けていきます。問題よりも解決に焦点を当て、サポートすることが大切です。

少年が保護者とともに来所するときにも、どのような雰囲気家庭裁判所に来るかという観察や、少年と保護者に面接するときも、最初は同席で面接した後、少年、保護者の順番で面接をし、最後に再び同席面接をするなどし、少年と保護者との関係性を見るようにしています。また、敷居が高い家庭裁判所に不安を抱えながら来て、緊張し、表面的な言動で受け答えするのもやむを得ないという状況を配慮し、少年、保護者が話しやすい気持ちになれるよう、最初の関わりに細心の注意を払います。また、少年の中には、これまでの生い立ち上、傷付きやすさや被害者意識を持ちやすい者も少なくありません。

保護者においても、非難や説教をされるのではないかと防衛的になる者も少なくありませんので、少年とともに来所してきたことをねぎらうような丁寧な関わりが大切です。本日まで保護者として関わってきた経験を丁寧に聞かせてもらい、うまくできているところ、うまくできていないところなど、一緒に考えていくような関わりが大切です。先ほどのような悪循環が生じているときには、そのことを一緒に考えていく姿勢も必要です。

また、家族関係図、前に映しましたが、ジェノグラムと呼んでいます。これらを少年保護者と一緒に眺めながら作成し、家族の関係性を考えるような面接を行う場合もあります。例えば、このジェノグラムですと、おばあ様という人がここに当たるのですが、これが少年ですね。おばあ様が亡くなった後に、少年がどういうふうな環境の違いや心の重たさを感じていたかという辺りを家族と一緒に考えるときに、こういったものを眺めながら面接するようなこともございます。

大学教員という立場となって、改めて家庭裁判所の少年審判や家裁調査官の調査を振り返ってみますと、少年だけでなく保護者を初めとする家族の機能、学校などの関係機関との関わりといった多角的な視点から非行を理解しながら、少年だけでなく保護者、家族の変容も促すためにアプローチしたりしていました。少年だけでなく、少年を取り巻く環境も含めて、総合的に非行を理解し、再非行防止のためにどのような手当てが必要かを検討するというのは、家庭裁判所ならではの充実した機能であったと、大学教員の立場で他機関と関わるようになって、改めて感じております。

次に、2)の関係機関との連携と協働、(1)調査過程での少年鑑別所との連携についてお話ししたいと思います。

観護措置がとられ、少年が少年鑑別所に収容されている事件の場合には、家裁調査官が少年と面接するために少年鑑別所に出張調査する際、担当の法務技官や法務教官とカンファ

レンズをします。全体で、逮捕される事件というのは、検挙される少年の数の20%程度です。その場合には、結果的に保護観察になるのが40%、少年院に行くのが25%ぐらい、どちらか見極めが必要な場合には試験観察をするのが10%ぐらい、これが法務省のデータから犯罪白書に表れております。

法務技官は少年の内的な資質であるパーソナリティーや知的能力などをアセスメントしますが、家裁調査官はその点も踏まえた上で、少年と家族や関係者、関係機関との外的な社会資源などのつながりも含めて調査します。このように、それぞれが異なる専門性の立場から得た情報を共有し、少年、家族、関係者への必要な働き掛けや処遇、手当てを共に考えていきます。

(2)の少年単位の社会記録の重要性ということですが、少年の社会調査の結果をつづった社会記録は、少年が保護観察や少年院送致となった場合には、少年とともに関係機関に引き継がれます。そのファイルには、少年に関する様々な資料がつづられています。少年調査票、鑑別結果通知書、保護観察状況等報告書、少年院の個人別矯正教育計画とその経過などです。この社会記録が、少年の処遇経過に合わせて各関係機関で引き継がれていくことにより、その少年一人一人についての処遇経過も含めた情報を各関係機関で共有することが可能になります。

(3)の各関係機関との連携、協働についてですが、少年の処遇決定をする時の見立てと適切な関わりの必要性を共有し、各関係機関が少年や家族も納得し、できれば同人たちが希望するゴール設定をし、具体的な関わりができるような連携と協働が求められます。

次に、2の現在の少年及び若年者の実情並びに彼らを取り巻く社会環境と、現在の少年及び若年者による非行・犯罪の状況について、現在の家庭機能の問題についてお話しします。

平成26年度の司法統計年報を映します。これは、私が司法統計年報の数字を基に作ったものなのですが、ちょっと数字を説明していきます。

平成26年に年長少年で家庭裁判所の処分を受けた者は1万1,265人で、一般保護事件全体の30.27%です。うち、少年院送致となった者が9.94%です。これは、年少少年の4.40%、中間少年の6.87%より多い数字です。家裁調査官だった当時の印象として、年長少年で少年院送致になる者たちには、初発非行年齢が早く、幼少期からの恵まれない環境の下に育った者が多いように感じます。例えば、親たちに身体的、心理的虐待やネグレクト傾向がある場合、子供たちは虐待から逃れるために、居心地の悪い家に戻らずたまり場にたむろするようになります。

この図がそれを表しているのですが、このような家庭環境の下、小学校高学年、前思春期から非行化していく虐待回避型非行を経て、本格的な非行に至るケースも少なくありません。ちょうど、家に落ち着けず、外に出て、不良傾向のある年上の少年たちとつるみ、仲間に入れてもらう中で、保護されずに本格的な非行に移ってってしまうという経過が表されています。

2)の現在の少年非行に観られる変化です。最近では核家族化し、家庭訪問型の子育て支援の必要な家庭が増加しています。私も、ホームスタートという、こういった支援の運営委員などもさせていただいています。また、離婚するカップルも10組に3.5組と多く、ひとり親家庭が増えています。1人で子供を育てる親のストレスが大きいのはもちろんですが、その親の背中を眺めながら、大変な親の姿に気を遣い、十分に子供らしく甘えられ

なかった家庭環境に育っている子供たちのストレスも大きいのです。また、最近では、ステップファミリーの数も増え、不安定な家族関係に置かれている子供たちも少なくありません。

このようなストレスは、保護領域内非行という、守られた家庭とか学校の中で起こる非行のことを呼んでおりますが、そのような増加に結び付く傾向もあります。少年事件では、最近の非行が減少している理由について、青少年の気質や生活の変化が指摘されている一方で、中学校における校内暴力は2009年に過去最高の件数に達し、高水準で推移していることなどが指摘されています。

3の少年法の適用対象年齢の引下げについて、これは、大学教員、研究をする立場から述べさせていただきます。

1)の個別ケースの取り組みと手当。例えば、少年事件においては、家族の機能の深刻な不全感、不良交友などの他の要因と絡み合っ、非行を促進する大きな要因となっている事案があります。そのような非行の要因を一つ一つ明らかにし、心理、教育、福祉的な観点から、再非行防止のためにどのような対応が有効かを検討し、少年の特性に応じた指導、援助とともに、保護者への働き掛け、関係機関との調整などを行うことが重要です。

少年法は、第1章で少年の健全育成を目的とすることを明示しており、その目的を実現するために、成人の手續とは異なる様々な工夫がなされています。鑑別のために少年鑑別所に収容する観護措置(少年法第17条)は、専門家と話し合いながら、少年が自分を振り返る機会を少年に与えています。少年法第25条に定める家裁調査官の試験観察もその一つです。家庭裁判所が学校や関係機関と協力しながら少年の指導を行うことを可能にしています。さらに、少年法改正によって、少年法第25条の2では、家庭裁判所が保護者に対して訓戒指導などの措置をとることができることを定めています。

保護観察の指導においても、家族療法的視点を取り入れ、少年の家族が少年の更生を促すための家族支援を行っていますし、また、少年院でも保護者会を開催したり、出院準備期には少年の家族が家族寮に宿泊する機会を設けたりしています。このように、少年が自立していくためには家族の援助が必要であり、家庭裁判所とその関係機関は少年の家族の支援を心掛けています。

2)の思春期心性の程度について、御説明いたします。各少年により、思春期心性の激しさ、内容、期間が異なります。青年期における者たちの多くは、思春期心性という不安定な心理的状況が見られることが少なくないです。個人差はあるものの、特に激しい思春期心性を持つ者は、まるで精神疾患にかかったような症状が現れる場合もあります。しかし、発達段階での一時的な現象として、周囲の大人たちが支えながら見守っていくと、治まってしまう場合がほとんどです。この不安定さが行動化する場合には、非行となる場合があります。

前に映しましたのは、元都立梅ヶ丘病院長であった順天堂大学の佐藤泰三氏が、その特徴として20ぐらいをまとめているものです。自己中心性から始まり、激しい情動変化、多面性、刹那性、被影響性、反応安全性の狭さなどというのは、居場所のなさみたいなものも含まれると思います。

したがって、このような不安定な時期は、安定した大人がしばらくの間見守る姿勢が大切です。中には、問題行動がなかなか治まらない場合もありますが、見守る中で少しずつ落

ち着き、最後は残り火的なものに変化していくケースもよくあります。見放さず、地道に見守りながら関わり続けることが肝心です。そして、この傾向が激しい者もあれば、余り見られない者もありますし、長引く者もあれば、短く過ぎ去る者もあります。このような個人差が、非行にも現れるのです。

(2)の自立と依存とのバランスについて説明します。青年後期といいますが年長少年の時期ですが、成人期に至る最後の段階で、どのように大人として社会に仲間入りするかという大きな課題を強いられています。順調に学校生活を送ってきた者たちにとっても、この問題は大きく立ちはだかる時期です。年長少年になっても非行を繰り返している少年たちには、さらに高い壁になるのです。同人たちは学校や社会からはじき出され、高校中退、頻回転職をしている者たちが多く、不良少年と見られることもあります。その結果、思春期心性の不安定な中で生じやすい発達上の一過性非行では治まらない者たちもいるのです。不良文化に染まり、中には暴力団など反社会的集団に加入していく者たちもいます。保護処分の最後のとりでの地道な取組が求められる時期と言えるでしょう。

少年にとって、家庭との間で自立と依存とのバランスを図り、青年として健全な自立ができるようにすることは、現時点の非行だけでなく、将来の人生をも左右する課題と考えられます。そういう意味では、自立していくためのサポートを促す少年や家族への保護的措置が重要です。現行の起訴猶予、略式裁判と禁錮、懲役などの成人手続だけでは、少年の立ち直りを必ずしもサポートすることに結びつかない可能性があります。最後まで、心理、教育、福祉的な関わりを持つことが望ましいのです。

また、一方では、年長少年の年齢で初発非行をしてしまう者も少なくないのです。そのときには、大人は、そうした者に十分な心理、福祉、教育的な手当てをしないまま、行為責任をとらせる意味での起訴猶予や罰金などの犯罪者としての法的責任手続のレッテルを貼るだけではなく、保護的、教育的措置をとり、温かく見守り、それ以上横道にそれないよう最後の手当てを与え、支えていくきずなが大切です。

これは、トラビス・ハーシーという人が言った社会的きずな理論というのを表しておりますが、こういったきずな、このような状況を踏まえると、青年期後期に当たる青年年齢を引き下げることによって、刑事処分適用年齢を18歳に引き下げるとは、社会が非行をする年長少年にそれ以上の手当てをせず、切り離す、見捨てるという扱いに相当するのではないのでしょうか。そして、そのような扱いを受けた非行少年たちの中からは、再び犯罪を繰り返してしまう者もあると懸念されます。よって、心理、教育、福祉的な関わりを、何らかの形で取り入れていくことが望ましいと考えます。

また、若年成人の更生に関しても、刑罰としての懲役という社会的制裁だけでは不十分であり、特に犯罪性の進んでいない者に対しては、例えば、社会復帰促進センターの個別的処遇計画を用いた取組を積極的に取り入れ、地域生活定着支援センターと提携した司法福祉的関わりを促進していくことが望ましいと考えます。

きずなには、愛着のきずな以外にいろいろな努力、傾倒とか、やることがあるという多忙、巻き込みとか、最後は規範意識のきずななども挙げて、トラビス・ハーシーが説明しておりますが、この辺りのきずなをつけていかせるのも、大人の役目ではないかということで、きずな理論というのが唱えられています。

最後に、4の推知報道の禁止についてですが、これまで述べました理由で、これまでどお

り20歳までは適用することが望ましいと考えております。

時間が長引きましたが、以上で発表を終わらせていただきたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○白井参事官 ありがとうございます。

それでは、質問に移りたいと思います。

○加藤刑事法制管理官 私どもも少年事件に携わっておりますが、家庭裁判所の場合ではどういった調査が行われているかということのを伺う機会は実は余りないので、大変参考になりました。

そこで、その点に関連して、幾つか教えていただきたいのですが、まず、家庭裁判所の調査の一つの例として、例えば保護者と少年を呼び出して、いろいろな話を聞かれるといったようなお話がございました。その一方で、全ての事件について、同じ密度で調査をされているとすると、多分資源との関係で難しいことになるのではないかとも思われ、簡易送致の事件などについては、そのまま実質的な調査がなく終わっているものもあると聞いております。そういった、この事件については詳しい調査をする、一定程度の濃厚な調査をする、あるいはそうした調査まではしないといった、そのスクリーニングがどういった方法で行われているのかを、教えていただけないでしょうか。

○市村氏 先ほど説明の中にありましたが、在宅事件と身柄事件という、大きく分けて二つありまして、身柄事件については、先ほど申し上げましたように少年鑑別所にほとんどのケースが入りますので、例えば、観護措置がとられた事件では、少年鑑別所への出張調査は大体2回か3回くらい行っております。その際、担当の法務技官や法務教官とカンファレンスをしております。また、少年の面接と面接の間には、保護者や関係者への面接を行い、家庭訪問、学校訪問をしたりすることもあります。観護措置がとられた事件では、基本的にこれらの調査を踏まえた詳細な少年調査票というのを作成いたします。これは全体の2割くらいです。

一方、在宅事件が残りのほとんどですが、少年と保護者に来所してもらって面接をするのですが、大体1回で終わることが多いのですが、必要な場合には2回以上面接をいたします。継続面接をすることもあります。このときには、同席、少年単独、保護者単独、また同席というような、面接の構造を変えながら十分に話を聞いて、必要な保護的措置を講じます。例えば、調査官面接の際、少年と保護者に課題を与えたり、それから、学校と連絡を取り合って経過を見守ったり、それから、時には家庭裁判所で設ける社会奉仕活動に少年が参加することがあります。この辺りは、裁判官から調査命令が出た全ての事件は、担当の調査官のアセスメントによるものでございます。このように社会調査において家裁調査官は処分に関する意見だけでなく、事案に応じ、必要な調査をそれぞれ行っております。

○加藤刑事法制管理官 もう1点よろしいでしょうか。家庭裁判所調査官は、例えば、心理、福祉、教育といった観点から調査を進め、あるいは法的措置をとるというお話がございましたが、家庭裁判所調査官の方の御出自というのは、法律の専門家、法学部の御出身の方も多いうに聞いております。社会調査を行う上で必要な能力というのがどういうもので、その能力というのはどういう形で身に付いていくものなのか、併せて、家庭裁判所では裁判官も審判に関与されていると思うのですが、裁判官の果たしている役割というのは社会調査に及んでいるものなのかどうかといった点について御教示いただけますでしょうか。

○市村氏 家庭裁判所調査官は大体、全国に1,500人おりますが、採用は大体毎年50人程度です。一番多いのは、心理学出身です。それから、法律だけでは受けられません。法律と心理、教育、社会福祉、社会学などを一緒に受験するという形で、心理の次は法律が多いでしょうか。その次が、社会福祉が最近が増えております。それから、あとは、教育、社会学が同じぐらいの程度でしょうか。

どういった能力が必要かというところですが、最初の2年間は、総合研修所というところ でかなり専門的な研修を、1年間は研修所で、あとは所属庁で指導官につきながら少年事件、家事事件の実務修習を行っております。2年間は、調査官補としての研修を受けます。このときに身に付けていく専門性については、それぞれの分野の専門性はそれぞれ勉強しているのでありましようが、その勉強は机上の空論のこともたくさんありますので、実務を伴ったものとして、だんだん地に足をつけていきます。

当たり前のことかもしれませんが、まずは少年、保護者の反応に細心の注意を払いながら、少年、保護者の心情を的確に理解しながら十分に把握して丁寧に関われる能力、聴く力と いますか、それがすごく大事だと思われています。この技能がないと、少年や保護者は 表面的な情報や都合のよい情報だけしか提供してくれません。また、非行のメカニズムを 一つの理由とか原因で即断してしまわずに、少年の内的、外的状況を統合しながら組み立 てていける柔軟性のある理解力、さらに家族関係、交友関係、学校関係などのシステムと いうものの捉え方、その中の関係性を把握して、解決に結び付けていくシステム論的な理 論と実践というものを、かなり鍛えられます。

さらに、先ほどの少年調査票に記述する際、専門用語の羅列ではなく、どの方が読んでも 分かるような、特に裁判官に分かりやすい記述の仕方、そして、その社会調査の社会記録 というものは少年とともに動きますので、誰が読んでも役に立つような、そういう記録が できる能力というものを鍛えるというのも、養成部研修の目的になっております。

○酒巻教授 これまでの調査官としての御経験を踏まえてお聞きしたいのですけれども、今日 のお話の前半、特に現在の家裁調査官の社会調査と保護的措置の中でしばしば出てきまし たのは、保護者、家族に対する調整とか働き掛けも重要であるということだったと思いま す。もちろん保護者は主として親だろうと思うのですが、生物学的な家族としては、非行 少年にはきっと親がいて、家族がいてという場合が多いと思います。しかし、今問題にな っている、この年齢引下げ問題との関係でいいますと、生物学的には親ではあるけれども、 民法上、18歳、19歳の者は成人であるということになった場合には、民法というのは 家族の基本についての法制度ですから、一番単純に考えると、親としての子供に対する義 務とか権利はもう家族法上はなくなるわけです。そういう状態になって18歳、19歳の 年長少年について、これまで家裁調査官の仕事として家族や親に対する働き掛けの部分が 仮にできないということになった場合、やはりそれは困ったことだなと思われるでしょ うか。その辺りの実態、実感をお聞かせいただければと思うのです。

○市村氏 正に、法律上では、親がそうすることを義務としては求められなくなるというこ とだと思うのです。少年事件でありましても、例えば、準少年事件といひまして、収容継続 事件とか、その辺りの事件には、20歳を過ぎた段階で少年院の矯正教育をもう少し継続 が必要だというような場合には、もちろんもう保護者という立場ではないのですが、親と してどういう受け入れが可能かとか、親としてのお考えを聞かせていただくというのは、

こういう実務でも今までやってきたこととございます。

例えば、今の18歳、19歳が民法上、大人として扱われることとなって、親がもう保護者の立場ではなくなるとしたとしても、先ほど申し上げました18歳、19歳の青年後期の少年たちの立ち直りには、その親が必要だと判断された場合には、やはりその旨告げて、親の方に御協力いただくという姿勢は、今までと変わらず続けていくことになるのではないかなと思っておりますし、あるいは、生物学的という表現の仕方を先生、今なされましたが、親であっても、なかなか親らしいことを今までできなかつたし、これからも余り期待できないという親もいるかもしれません。

その場合には、やはり親に代わるような、先ほど申しましたきずなに当たる雇い主とか、それから、私はよく試験観察で使いましたが、おじとかお婆の協力を得まして立ち直っていくと、斜めの関係と申したらいいかと思いますが、そういうふうなケースもございました。ですから、何かしらの保護者に当たる人たちのきず的なものを、やはり18歳、19歳の大人になっていく少年たちにも、協力を得てサポートしていただくような、そういうシステムというものは、法律が改正されたとしても必要になってくるし、またそのような働き掛けをしていく必要があるのではないかと感じております。

○小川矯正局長 少年法の適用対象年齢についての勉強会ということで、刑罰と保護手続との中間といいますか、両方に関わるようなことを検討しているものですから、逆送事件についての調査等についてお尋ねできればと思います。逆送事件といっても様々な事件があると思うのですけれども、例えば、繰り返し少年院に入っていて、旧少年院法における特別少年院にも既に入ったことがある少年が再送致されるということもあるでしょうし、また原則逆送事件が送られてくるということもあると思うのですけれども、逆送の可能性が高い事件についての、まず、家裁調査官としての調査の中身とかやり方とかについては何か違いがあるのか、あるいは、調査だけでなく、家裁調査官の審判手続における保護者に対する対応とか、本人に対する対応とかについて何か違いがあるのかについて、まずお教えていただければと思うのですけれども。

○市村氏 少年法改正によりまして、原則逆送という法律上の扱いが今はなされているわけですが、飽くまでも原則でありまして、原則を覆すだけのしっかりとした理由があれば、それは保護処分にしていく必要があるという考えは崩れていないと思います。比較的最近も17歳の少年の事件について、そういう適用をした例があると思っております。

ですから、18歳、19歳の少年につきましても、特段18歳、19歳だからという年齢によって扱いを変えるというわけではないと思うのですが、今の御質問にありましたとおり、ずっと今まで矯正教育を築き続けてきているのだけれども、その効果がいま一つであるとか、それから、それをするよりも大人の手続として扱った方がいいという辺りを、調査官の調査の過程で十分判断した場合には、原則どおり検送にするという手続をとっていくということで、18歳、19歳という年長であるからということだけで、特に違った調査官のスタンスというものはないと思っております。

○小川矯正局長 もう1点、結果的に審判で逆送になった場合ですけれども、家庭裁判所における調査の結果がどのように活用されるかということなのですが、恐らく文書取り寄せなりで調査記録が公判に提出されて、証拠として調べられるということはあるとは思いますが、また、仮に実刑になった場合には、それを踏まえた結果が、処遇調査などで反映され

ることもあると思うのですけれども、やはり保護手続に比べると、間接的になると思うのですが、逆送になった場合の調査結果の活用について、もっとこう変えた方がいいのではないだろうかとか、もっと違った形の方がいいのではないだろうか、あるいは、少年刑務所における処遇について、もっとこういったことを考えた方がいいのではないかとか、変えた方がいいのではないかという点がありましたら、教えていただければと思います。

○市村氏 少年刑務所というのは、少年という文字は付けられておりますけれども、やはり刑務所というシステムに変わりはないと、私自身は思っております。それに、少年だけを収容している少年刑務所というのはありませんし、26歳までの若年者が一緒に入っている、それ以上の人も一緒にいるというところも多いようです。

その中で、やはり関係としては、少年刑務所の中の少年というのは、やはり刑務官と受刑者という立場、管理する者とされる者という関係になっておりまして、なかなか少年院ほど矯正教育として自分のやったことをどう振り返るかとか、それから、自分の生い立ちと、それをどう重ねるかとか、家族とのことをどう向き合うかとか、そこまではなかなか手厚い御指導は、そういうシステムの中では難しいように思っております。

その一方で、少年院の方は、教官と少年という関係の下で、矯正教育という場で、しっかりと今言ったような課題とも向き合えますし、贖罪教育もしていけると思います。飽くまでも、少年刑務所の少年の場合は、やはり大人の手続ですので、懲役刑というものを軸にした、けれども、それだけでは少年としては不十分なのでケアをさせていただいていると思っております。

その辺の限界はあると思うのですが、やはり少年にとっての大事な何年間かであるわけですので、その中で、今言った大人の指導者としての関わりというものが、もう少しとっていただけるようなシステムを作っていただけるとありがたいなと思います。もちろん個別的処遇計画なども積極的に立てていただいているということも聞いておりますし、それから、社会復帰促進センターなどでは、犯罪性の低い大人には、やはり社会福祉士などがついて、社会復帰に必要な関わりを持っているというようなことも聞いておりますので、もしかしたら非行性は進んでしまっている少年ではあるかもしれないのですが、それを、大人と同じ懲役刑というものを軸にしたものではなく、やはりそこに積極的に個別的処遇を取り入れていただくような取組を持っていただけると、ありがたいことだと思っております。

○川出教授 先ほど話題に出ていました事件のスクリーニングに関して、一点お伺いしたいと思います。現在、事件が簡易送致の方式で送られてきた場合にも、家庭裁判所が送致資料等を見た上で正式な調査を行うことはできるわけですね。簡易送致で送られてくる場合というのは、捜査警察官や検察官により事件の軽微性と併せて再非行のおそれはないという判断がなされており、その上で、家庭裁判所がその判断を受け入れるか、あるいはそうではなく、調査を行うかを定めることになるわけなのですが、正式な調査がなされる例は少なく、ほとんどの場合は、調査を行うことなく、審判不開始で打ち切られているとのこと。そうしますと、少なくとも簡易送致の対象となるような軽微な事件については、当該少年に再非行のおそれがあるかどうかについては、捜査機関による判断が大部分の場合は正しく行われているということなのでしょうか。

このような質問をいたしましたのは、先ほどのお話の中で、少年法の適用年齢を引き下げ

た上で、適用外となった者について単に起訴猶予で済ませてしまっただけではいけない場合もあるだろうという御指摘がありました。仮に、若年成人にも現在の保護処分のような手厚い処遇をする必要が認められる場合があるとして、その必要性の判断は、捜査機関であってもある程度できるという感覚をお持ちでしょうか、それとも、それは、やはり家裁調査官でないと難しいとお考えでしょうか。

○市村氏 そこはとても大切な視点だと思います。簡易送致であっても、先ほどのとおり、家庭裁判所へ送致されますと、簡易送致事件のインテークというものをきちっといたしまして、必要なものには関わっていくという、そういう目を通すという作業はしっかりとやっております。関わる者には関わっております。ただ、件数は少ないと思います。

年少少年の検挙数というのが、やはり年中、年長と行くにつれて少なくなってきました、一番多く、その中で初発型非行と言われる自転車盗とか万引きとか、そういった類いのものが約6割方ぐらいあるということも言われております。その中の一部が簡易送致になるということになると思うのですが、そのときに、どの事件にも捜査機関の意見というのがつけられることになっていきますし、それを家庭裁判所もしっかりと見ております。ただ、それをそのまま採用するということはせずに、やはりそれなりのインテークをして、簡易送致の場合には、必要でない場合には調査はしないという判断は怠っておりません。ですから、捜査機関にその判断を委ねるという、そういう姿勢はとっていないというふうにお考えいただいた方がいいかと思っております。

○太田教授 その関係で、平成17年だったと思いますけれども、それまで1枚ぺらの簡易送致書だったものが、捜査報告書と身上書が添付されるようになったという改正がありました。その結果、調査官の方でより詳しく調べるようになったのか、また、それがあつたために、非常に判断が的確になったとか、やりやすくなったということはあるのでしょうか。

○市村氏 そういった捜査機関のつけていただいた資料というのは、調査官にとってはとてもありがたいもので、しっかり目を通し、関係機関の意見とともに採用させていただいております。ですから、それをつけていただいた意味というのは、非常に大きなものがあるかと思っております。

○富山官房審議官 先ほど矯正局長からもお尋ねしました原則逆送の案件について、若干お伺いしたいのですが、先ほども原則逆送の事件であっても、原則を覆すだけのものがあれば、保護処分の意見を当然出すと述べられたことについて、そのとおりだと思うのですが、そういった判断をなさる際に、事案の結果の重大性というのでしょうか、被害者の被害が非常に大きい、人命が奪われてしまったとか、あるいは複数の人命が奪われたといったような、被害結果が非常に重いということ、あるいは被害者の処罰感情が極めて強いということ、家裁調査官が意見を出す際に、加味をして意見を出されるのか、飽くまでも加害者である少年の可塑性であるとか問題性であるとか、どんな処遇がふさわしいかということのみを考えて、最終的な判断は全て裁判官の方に任せるといったようなことになっているのか、その辺の実務のことを教えていただきたいと思っております。

○市村氏 今の御質問ですが、やはり被害者の心情というものはしっかりと把握した上で、調査官も意見を書いているということになると思います。それは、少年法の改正で被害者の調査というものも積極的にやっていくというスタンスをとるようになっていきますし、それ以前に比べて、そういう傾向はしっかりと把握した上で意見を提出するというスタンス

をとらせていただいていると思います。

○**太田教授** もう1点お伺いしたかったのは、収容継続の考え方です。特に23歳までの収容継続という場合、長期間で見るとかなり件数は増えてきておりますけれども、そのときに、継続の期間が比較的短いのです。どういう項目を基準に調査をされて判断されているのか、その辺りの御経験を教えていただけますでしょうか。

○**市村氏** 私自身がもう大分離れておりまして、記憶としては、収容継続というのも、その上限といいますよりも、20歳になる段階での収容継続の審判のために裁判官と共に少年院に出張した事例を、私は幾つか経験したことがございます。19歳の半ばぐらいで入院し、矯正教育の期間が足りなくなるというので、途中で審判を入れるというような事例を担当した経験がありますが、そうですね、ちょっと私の経験としては、今の御質問には十分お答えできないと思うのですが、必要な矯正教育の期間として、不十分なまま終わるのではなく、その少年の個別処遇の計画に見合った矯正教育の期間が十分にとれる、そして、しかも、その効果がある程度認められるというような辺りを、やはり基準にしていると思います。

ですから、やたらに収容継続を長くするということは、そう多くしないと思います。今言ったようなところが基本になって、必要に応じて、その手続をとっていくというふうな考え方になると思います。

○**太田教授** その継続を認められた期間が非常に短くて、今「十分な」とおっしゃいましたけれども、少年院での在院期間は少し延びるだけで、保護観察もほんの数か月ぐらいしかないという場合が多いようですが、果たして処遇期間としてはそれで十分なのでしょうか。まだ23歳までかなりあるのに、かなり謙抑的に認められているような印象を私は持つのですが、何かそういう発想があるのですか。余り不必要に長くするというような発想が、家庭裁判所にはあるのですか。

○**市村氏** そうですね。これは私の私見になりますが、そういう発想はある意味で、どこかでしっかりと持っておかなければならない発想だとは思っていますね。

ただ、必要だから延ばすという姿勢は、ある一部のケースにとっては必要かもしれませんが、それをいろいろなところに汎用していきまると、やはり少年にとっての人権というものをおろそかにしてしまうような傾向もなきにしもあらずと思います。ですから、我々の立場、我々といいますか、もう私は離れておりますが、その辺りは、必要に応じてできるだけ、今謙抑的とおっしゃいましたが、ある意味でそういう姿勢もどこかで持っておく必要はあるのではないかと、これは私の私見にすぎませんが、思っております。

○**白井参事官** それでは、時間の関係もございますので、ここで質問を終了させていただきたいと思います。

市村様、どうもありがとうございました。

(休憩)

○**白井参事官** それでは、再開いたします。

次に御意見をお聞きするのは読売新聞東京本社論説委員の大沢陽一郎様です。大沢様からは報道に関わってこられた御経験を踏まえて、現在の少年及び若年者の実情と少年及び若年者に対する処分や処遇の課題、少年法の適用対象年齢の引下げ、推知報道の禁止などについて御意見を20分程度お聞きし、その上で質問させていただきます。

配布資料は、「少年法の適用年齢に関する論点について」と題する資料1点でございます。それでは大沢様、お願いいたします。

○大沢氏 御紹介にあずかりました読売新聞の大沢です。よろしく申し上げます。今日は貴重な機会を与えていただきありがとうございます。いろいろとお話しすることはあると思うのですが、用意させていただいたレジュメに沿ってお話をさせていただければと思います。

最初に18歳、19歳は社会的にどう見られているかということなのですが、これはなかなか一口で言うのはすごい難しい問題だと思うのですが、一つ二つ、その取っかかりというか、そういったものをお示ししたいと思います。

最初に18歳、19歳を考えると、もう皆さん、御承知のとおりだと思うのですが、高校がほとんど義務教育化されているということと、それから大学の進学率が非常に上がっているということ、そういったことはやはり考えるべきかなと思います。

高校への進学率というのは通信制を含むと98%を超えていまして、それからいわゆる高等教育機関、大学や短大に限ると56%ぐらいですけれども、これに高専とか専門学校も含めると、8割近い79%ぐらいの方が行っていってしまう。そうすると、18歳や19歳の人たちというのは何らかの教育機関に属している人が多いということは言えるのだと思います。

その上で18歳、19歳というのはそれぞれ当然、個人差がありますから、なかなかくくりで評価するというのは非常に難しいことだと思います。もちろん自立して、自らの考えを持って、きちんとやっけていってしまう生徒、学生、それから職業人も少なくないと思います。

私の感覚とか、それから教育関係者の方に取材をしたり話したりするときから感じる印象を若干申し上げますと、やはり今の18歳、19歳というのは昔に比べると真面目で、指示をされればそこそここなすけれども、逆に自ら動くということ、自らの発想で動くということがなかなか少ない、あるいは昔に比べてたくましさや欠けるなどか、特に大学生では昔よりも親の関与が強くなってきているのではないかと、それから厳格な親御さんよりも友達感覚の親御さんが増えているとか、そういったことはよく私どもも聞くわけです。ですから、そういったところが今の18歳、19歳という一つの見方ではあるのかなと思います。もちろん断っておきますけれども、これが全てではないと思います。

それから一つ、これを考える上でレジュメにお示ししたのですが、読売新聞が今年の8月から9月に、民法の成人年齢を18歳に引き下げることにに関して世論調査をしております。これが少し参考になるのかなと思ってお持ちしました。賛成が46%、お示しましたとおり、反対が53%とかなり拮抗しているのです。

反対の理由に注目すると、これは複数回答可で回答しているのですが、大人としての自覚を持つとは思えないというのが62%、それから経済的に自立していない人が多いというふうに感じている方が56%、それから精神的に未熟だというふうに感じている方が43%というふうな、こういった理由で反対している方がいます。

それからまた反対と賛成はどうなっているかというのを見ると、20代、30代、40代の順で反対が多いのです。20代だと66%が反対で賛成は34%、30代は59%が反対で、賛成が41%、40代だと57%が反対で、賛成が43%という具合になっていま

す。30代、40代というのは今、まさしく子育ての世代ということになるのかと思います。ですから、18歳、19歳に比較的近い若者とか、またその彼らを育てる親の目線で見ると、やはり18歳、19歳というのは自立をまだしていないのではないかなど、そういう感覚というのが若干反映されているのかなというふうにも見られるわけです。それをこの18歳、19歳が今、社会でどう見られているかというものの一つの参考になればと思って、御紹介しました。

次に今度は今の少年非行とか犯罪状況というのを社会はどう受け止めているのだろうかということを私なりに考えたことを申し上げますと、もちろん今までいろいろな先生の方がおっしゃっているように、統計上は減っていることは間違いないのだと思います。それはもちろん今年の犯罪白書を見ても、少年の刑法犯の検挙人員というのは戦後最少ですか、7万9,499人という数字が出ていましたけれども、非常に減ってきているということなんだと思います。ただ、一方で凶悪事件という、これはどうしても新聞はそういった凶悪事件を報道する立場にありますので、そういった観点から見ますと、それは余り減っていないというか、なかなか後を絶たないというのが実感であります。

先ほど、今日の3時半からリーダー格の19歳の少年の被告人に判決が横浜地裁で言い渡されましたけれども、川崎の中学1年生が殺害された事件というのは象徴的だったと思います。これは犯行当時18歳の少年ら3人による犯行でしたけれども、犯行形態などを見て、かなり世間の人々がショックを受けたのは間違いないと思います。

それから去年はそういった事件が少し相次いだ気もします。昨年1月には女子大生の19歳の子が知人女性を殺害したという容疑で逮捕されて、このケースも斧で殴るというようなかなり衝撃的な事件だったというふうに思います。それから今月に入っても、19歳の少年が祖父母を殺害した容疑で逮捕されるということも起きています。

ですから、報道の現場にいますと、やはりこういった事件が後を絶たないと。そういったことで実感として減っているという感じは、どこまで一般の人が持っているのかなというのは感じるわけです。そういったことが影響しているのしょうけれども、先ほどの世論調査のときに、同じく少年法の適用年齢の18歳未満への引下げに関して賛成、反対を聞いているのです。そうすると、そこのレジュメに書きましたけれども、賛成が88%で反対派11%というふうに圧倒的に賛成が多いということになります。これはそこにも書きましたけれども、男女や年齢別ともほぼ同じ傾向になっています。少年による凶悪な事件がなかなか後を絶たないという実感が、こういった数字に表れているのかなということも感じるわけです。

それから、例えば新聞社で少年法とか少年犯罪に関する連載記事などを取り上げることがあります。昨年11月には少年法に関する連載記事を読売新聞社会部で報道しています。これは被害者の様々な苦悩を伝えるとともに少年院や少年刑務所での取組とか更生保護の取組なども幅広く紹介した連載でした。これに対する読者の声が多数寄せられました。全般的にはやはり少年を保護し過ぎているとか少年でも罪に見合った罰を与えるべきなのではないか、大人と同様に社会的制裁を受けるべきではないか、あるいは少年でも実名が必要なのではないかといった声はかなりあります。ですから世間一般の捉え方というのは、そういうところなのかなと感じるわけです。

今度は現行の少年審判や処遇についてどう見ているか、課題はどうかという点なのですね

れども、私はいろいろとこれまで取材等を通じて、総じては個々の少年に対して丁寧な手続がとられているのではないかと感じます。少年鑑別所では、特に非行原因の調査というのをかなり綿密にやっていて、面接とか心理検査とかかなり個人に踏み込んだ調査をしていると感じます。それから家裁調査官による調査は、市村先生が私の前に詳細に御説明されていると思いますので省きますけれども、少年や保護者の面接を行い、学校、少年を取り巻く環境を含めてしっかり調査しているなという感じがします。

それで、私がやはり大事だなと思うのは、そこにも書きましたけれども、審判を開始しないケースですね。審判の不開始とか、それから処分をしない、不処分の場合でも必ず働き掛けをしているということが大事なのではないかなと思います。家裁調査官の方のいろいろな働き掛けでは、保護者も同伴で万引きの被害の店長さんの話を聞く機会を設けるとか、それから地域の清掃活動に従事させるといった試みをしているということも伺うことがあります。ですから、こういった再非行を防ぐために、ただ放り出すことはしないという今の仕組みというのはかなり重要なのではないかなということを感じる次第です。

それから施設内の処遇のことですけれども、やはり少年院で非常に感じるのは少年ごとに内面に踏み込んだ矯正教育をやっているということです。特に個別担任との交換日記ですか、日記のやりとりというのは、私も書く仕事ですから、非常に有効なのではないかなと感じました。

以前、「罪と罰」という連載を読売新聞の社会部で行ったときに、この交換日記のやりとりを少し取材させていただいたことがありました。ある少年は、少年審判を振り返り、被害者の奥さんに「あなたが奪った時を返してください」というようなことを言われたのだということを交換日記の中に書くわけです。そうすると教官はそれに対して、「これほど大きな発言はないんだと、それだけつらかったということなんだよ」ということを書いている。そういう言葉のやりとりの中で少年が感じていくということは確かにあるのかなと。連載でも取り上げたのですけれども、それは確かなのではないかなと思います。

それから、一人二役のようなやり方、自分と被害者になったつもりで自分が手紙をやりとりする。私は新聞記者だから思うのかもしれませんが、書くという作業は非常に自分の考えもまとまるし、また、自分のことを見つめることにもなる。そういった意味で重要な取組をされているのではないかと思うわけです。

一方で少年刑務所でも矯正教育というのが行われていることは確かで、少年受刑者に個別担任による教育が行われているということは伺うわけです。実際に私も先日見せていただきました。ただ、印象としてはやはり飽くまで作業が主で、教育は従なのかなというふうな印象を持ちました。雰囲気は少年刑務所でかなり厳しいのですけれども、逆に夕食後はずっと余暇時間になっている。夕食後も自分を見つめる時間がある少年院と比べると、本人にとってどちらが厳しいのかなということを考えさせられました。

それから今度は社会内処遇のことですけれども、今、社会内処遇は非常に保護司の方の尽力で、効果を上げているということはあるのだと思います。私は以前、「更生に寄り添う喜び」という協力雇用主さんの活動事例集を読ませて頂きまして、非常に参考になりました。その中には基礎学力を付けさせるために雇用主さんが毎日プリントを作成して解かせていると、そんな例もありました。保護司を含め、こういった支えるボランティアの方の地道な取組があるのは確かだと思います。

ただ一方で、少年院や少年刑務所を出てからの期間、保護観察の期間というのが十分なのかなということを感じることもあるわけです。原則は少年院の仮退院者の場合だと20歳までしか見られない。いろいろ条件があれば延ばすことはできるんですけども、そういったことがあるということで、それから当然、仮釈放者については刑期の残りだけということになるわけで、そこがどうなのか。やはりいろいろ聞くと、結局、悪い仲間とまたつるんでしまっただけで戻ってしまうという話をよく聞くわけですし、こういったところが一つ、課題なのかなと感じます。

また、犯罪白書等で、18歳や19歳で少年院を出院した人がもう一回再犯してしまう年齢というのを見ると、20歳前半から21歳前半が非常に多いということもあります。ですから保護司の指導の目が途切れてしまっただけで、ついやってしまうというのが現実としてはあるのかなということを感じる次第です。

それからこの社会内処遇というのは今、日本では非常にしっかりしている部分もあると思うんですけども、一方で保護司の方の高齢化が進み、少年との世代間ギャップが広がっているということはあるのではないかなと思います。新任の保護司の育成とか、そういったものもなかなか各保護司任せになっているところもあるのだと思います。

先日見せていただいたのですけれども、大田区の保護司会では保護司歴の近い人がグループを作って、いわゆるメンター制度のような、悩みを話したりする取組をされて育てているということがありました。こういった取組はなかなか全てではできていないとも思いますので、こういった担い手の確保というところにはやはり課題を残しているという印象があります。

以上が18歳、19歳の社会の受け止め、あるいは現状の仕組みに対する見方、課題でありまして、次に少年法の適用年齢引下げに関してですけれども、これに関して若干の意見を申し上げます。

少年法の適用年齢の引下げについては、選挙権年齢の引下げに続いて、今後、民法の成人年齢が18歳以上に引き下げられるのであれば、少年法の適用年齢の引下げを検討することは、やはり自然な流れなのではないかなと率直に思います。民法でも18歳以上は成人として親の保護下ではなくなるということですから、やはり犯罪行為に対しても18歳以上は成人としての責任を負うべきという意見が出てくるのは、それは理解できることなのかなというふうに思います。

それから現在の少年法でも18歳、19歳には死刑の言渡しができるということがあります。そういった意味で18歳というのを一つの境目にするというのには、一定の合理性というのはあるのかなと感じるところです。また、引下げについて先ほどの世論調査でもありますけれども、この引下げに賛成する方の多くは犯罪の抑止効果というか、そういったものを感じていらっしゃる方も多いのではないかと思います。

ただ一方で、これまでこのヒアリングで多くの方が御指摘されていることですが、18歳、19歳が、先ほど私も機能していると申し上げた少年法のような処遇ですね、教育的な処遇を受けられないというのは、これはそういう問題が出てくるのはやはり無視できないというか、しっかりそこは考えなければいけない問題だと思います。ですから、この年齢層あるいは今、若年成年とって20歳、21歳ということをおっしゃる方もいますけれども、そういった人の手当てというのは必要なのではないかなと思います。確かに

執行猶予や罰金だけで済ませたら更生の機会がなくなるわけですし、再犯のおそれもあるわけです。ですから、現行の先ほど申し上げた家裁調査官の働き掛けとか少年院の教育的処遇というのは必要なのではないかなと思います。

今後、新たな仕組みを検討する際は、ここからは希望ですけれども、再犯の抑止にはどのような措置が必要なのかという観点を一番重要視して考えていただければと思います。それで現在、特に有効に機能している仕組みというのは、極力いかすような形に考えていただけたらいいなと思うわけです。

それから刑務所の処遇ですけれども、少年刑務所のことを先ほど申し上げましたけれども、それが今のままでいいのかなというところは考えていただければと思います。ですから先ほど申し上げたいいわゆる教育的な処遇ですよね。そういったもの、本人のためになる教育的な要素というのを、作業中心ではなくて、こういったものも拡充するということも考えていかれたらいいのかなと感じます。

それから先ほど申し上げた保護観察期間の問題など、施設内処遇と社会内処遇の橋渡しというか、そういったものをスムーズにしていくことも考えていただければと思います。確かに、18歳、19歳あるいは若年成年について、どの機関がいつの時点で、刑事手続にするか、別の教育的な手続にするかを判断するのかという制度設計は非常に難しいと思います。素人が簡単に検討してくださいと言っても非常に難しいことだということは百も承知なのですけれども、どんな仕組みになるにせよ、いろいろな今の現有の組織を超えた協力というか、そういったことができる形になっていただければと思います。現状でも少年鑑別所とか調査官とか保護観察官の方は連携されているので、そういった協力・連携の下地をいかしていくということが必要だと思います。

それから手続や処遇について、もう少し情報公開を促進していただけるといいかなと思うわけです。今後の制度設計によって、例えば裁判所が判断するということになる、裁判員が判断に加わることも想定されないわけではないと思います。現在でも逆送事件の裁判員裁判で保護処分が適当と判断されたケースはあります。今でも裁判員の方が判断している部分はあると思います。ただ、実際、裁判員の方が、被告の少年が少年院に行くということと少年刑務所に行くということの違いとか、その処遇の差というのをどこまで理解できているかということも考えなければいけないと思うのです。ですから、そういった処遇の違いとかそういった現状を、裁判員に限らず、広く国民の理解を得るためにも、情報公開というのを是非充実させてほしいと思います。

最後に少年法61条の関連ですけれども、これはレジュメでも書きましたとおり、新聞の事件報道は実名が原則だということは理解していただきたいと思います。それはAさん、Bさんと書いただけでは事件の真相、それからその問題性が伝わらないからであります。ですから、そういう中で少年法の61条というのは極めて例外な部分であります。

この少年法61条については日本新聞協会が1958年に扱いの方針というものを作っていて、そこでは新聞は少年たちの親の立場に立って、法の精神を実践すべきだということで、20歳未満の非行少年の氏名、写真は掲載すべきではないということをきっちりうたっております。私どもの新聞社でも取材報道指針というのを設けて、この少年法の61条というものの留意点をきちっと示して、容疑者だけではなくて、その保護者の氏名も伏せて、学校、職場名についても本人が特定できないようにという配慮は常にしてお

ります。

ただ、例えば警察が公開捜査に踏み切った場合とか逃走中に凶悪犯罪を起こす危険がある場合、あるいは当該の被告人あるいは容疑者が死亡するなどして更生保護を図る意味が失われる場合というのもあるわけです。そういったケースでは事件の凶悪性とか、容疑を裏付ける証拠が十分かどうかということの一つ一つ吟味して、実名に切り替えることもあります。

若干、例を申し上げますと、例えば光市母子殺害事件の元少年で、最高裁で死刑が確定したときには死刑確定で更生の機会がなくなるということで、実名に切り替えました。もちろん死刑の対象という究極の刑罰の対象が社会的な関心事だということも配慮しました。それから山口の高専生殺害事件では、これは2006年にあったのですけれども、指名手配中の同級生が自殺してしまったという事案がありました。これも学校内の凶悪事件でした。それから凶器の付着物から犯人性というのはまず間違いないということを取材で確認したということを受けて、19歳という年齢ということも考慮したのですけれども、このケースでも死亡してから名前を出しています。そういった形で一件一件、個々に検討しているということを御理解いただければと思います。

ただ一方で、ネットを中心にした動きなのですけれども、ネット上で写真をさらすという行為は非常に氾濫してしまっていて、私ども、新聞社がかなり慎重な報道をしても、実際、多くの人は顔写真も名前も知っているというのが現状だということも、皆さんも御存じだと思いますけれども、そういうことがあると思います。

今後、18歳、19歳を対象に特別な制度を作っていく場合、ここはかなり悩ましい問題が出てくると思います。少年法の適用年齢を18歳未満にするのであれば、原則は18歳以上は実名になると思うのですけれども、保護処分のような処分に付された18歳、19歳の者の名前を出した場合の更生への影響はどうかということがあるので、この点は非常に難しい問題をはらんでいると思います。あるいはもしその部分を匿名にするというようなことの議論になってしまうと、今度はその上限を20代前半に広げてってしまった場合、今まで実名だったものが匿名になってしまう。要するに実名報道の範囲が狭まってしまうということにもなりかねませんので、この点については非常にこれから議論しなければいけない問題なのだなというふうに感じている次第です。

○片岡保護局長 保護観察の現場の実情にも言及いただきましてありがとうございました。私どもとしましては18歳あるいは20歳という年齢の線引きのような枠組みの話とは別に、正に御指摘いただきましたように、今、有効に機能している処遇というか、手法は何か、あるいは修正しないといけない手法は何かということも、場合によっては立法という中身の課題として考えていこうとしているところです。少年院から出た場合に、20歳で手続が切れるというか、我々は少年院から出た後、2号観察といって保護観察をしているのですけれども、20歳ということのを別にしても、少年院から出た後の保護観察のような処遇の期間が短いとか不十分だとかいう御意見がお話の中にあっただかと思うのですが、こういうふうにしたらいいのではないかとか、あるいは現状で、こういうところに問題があった事例があるとか、あるいはそういうことを聞いたことがあるとか、もう少し敷衍^{ふえん}していただければと思います。

○大沢氏 それほどたくさん事例を知っているわけではないのですけれども、今もいろいろ

な仕組みがあり、例えばだめだった場合は戻すとか少し延長できるということもあるとは思いますが、もっと柔軟に期間を長くとれるというか、その人の立ち直り具合によって、保護司などの見方も反映させられるような柔軟な仕組みがあればと感じます。やはり保護司のところに毎週でも行っている場合と、それが途絶えて、糸の切れたたこになってしまうのではかなり状況は違うと思うのです。そこを現場の意見も吸い上げながら、保護観察の期間を考えられるような柔軟な仕組みというのですかね、そういうものがあつたらいいと感じる次第です。

○小川矯正局長 少年法の適用対象年齢引下げ賛成の方々が88%というのは非常に大きな数字だと思いますし、たくさんの方が漠然とながら、若年者について、行為に見合った責任が十分に取れていないのではないかという意識を持っているのかもしれないと思うわけです。その要因について、先ほど、御説明がありました推知報道の件もあるかもしれませんが、若年者の処遇という観点から見た場合に、どういう点で十分責任をとっていないのではないか、甘やかし過ぎているのではないかと思われるのかということについて、もう少し踏み込んだところを教えてくださいと思います。

○大沢氏 それぞれの理由までは世論調査でも書いてもらっているわけではないものですから、なかなか難しいのですけれども、少年院は刑務所に比べて天国ではないかというイメージが若干あるのは確かなようです。それはいろいろな読者からの反応の中でも見受けられます。ですから先ほど言った少年院でもかなり突っ込んでいろいろな反省をさせて、やっているのだということがやはり十分知られていないのではないかと、そういう矯正教育の実態などがまだまだ一般の方たちに見えていない部分があるように思います。

それから、あとはやはり今日の川崎の中学1年生の事件の判決でもそうですけれども、やはり大人との刑期の差というものを一般の人は敏感に感じるのではないかと。大人だったら一人を殺してしまったら、殺人だったら重い刑になる。けれども、今日は懲役9年以上13年以下という判決だったと思うのですけれども、そういったところでやはり未成年だと違う。刑期の差というか、そういった刑罰の差とか、そういったものを感じているのだと思います。それから、読者の方は被害者に物すごく思いを寄せていらっしゃる。やはり被害者の方から見れば、加害者は大人でも少年でも同じではないかという、そこに共感される方が結構多いと思います。そういったことも含めて、少年に対する処遇とか刑罰が甘いのではないかという考えを持たれる方というのは少なくないのではないかなと思います。

○小川矯正局長 そうすると具体的な矯正教育の実態が伝わっていないということもあるけれども、やはり一つは期間が短いのではないかということがあるということでしょうか。

○大沢氏 実際、出てくる場合、報道されるケースだと、刑事裁判だったケースが多いですけれども、そこでの事件の悲惨さと科される刑を見たときに、大人と比較して、やはり軽いのではないかなと思う方は少なくないと思います。

○小川矯正局長 逆に少年院の処遇でも相当長期なり、かなり長い期間、処遇することがあるわけですが、そういうことも含めて、実態が伝われば、もう少し理解が得られるのか、それでもまだ軽いと思われるのか、その辺の感覚はいかがでしょうか。

○大沢氏 それはやはりもう少し伝わると変わってくると思います。それでまた再犯してしまうと困ってしまうわけですが、それがかなり更生しているとかそういったことも含めて、その後の立ち直りに役立ったということも含めた形で、そういった効果とかそうい

ったものが伝わっていくと、また理解が進んでいくと、この数字というのもまた少し変わってくる可能性もあるのかなとは感じます。

○松田成人矯正課長 先生の今のお話の中で、刑務所での処遇は作業中心からもう少し教育的な働き掛け、処遇を充実させた方がいいのではないかという御発言がありましたが、川越少年刑務所での処遇を見ていただいたときに、20歳から服役する受刑者は一般の大人の処遇をやっている、川越少年刑務所にいる18歳、19歳の受刑者については、刑務所の中でも教育中心的な処遇を展開はしているという実情だったと思うのですけれども、先生のおっしゃる作業から教育を中心にした処遇というのは、どこら辺までを広げた方がいいというような感覚なのでしょうか。

つまり、大人になった人、30歳ぐらいまでの人でも教育中心的な処遇なのか、それとも、18歳、19歳の処遇をもうちょっと広げて、20、21歳ぐらいまでを広げて、そこに対して更に教育的な処遇を充実した方がいいのか、その辺りはどのような考えでしょうか。

○大沢氏 どこまでというのはなかなか難しく、これまでの御意見の中でも何歳ぐらいまでは発達する可能性というか、可塑性があるのかということもいろいろあると思うんですけれども、やはり私は20歳や21歳でももうちょっと教育的にやった方がいい人はいると思うのです。それが30歳とかそこまでいくかどうかは分からないのですけれども、ただ、やはりなるべくそういった要素を入れた方がいいのではないかと。ずっとそういう教育の機会がなく来てしまった20歳、21歳に人も多分いると思うのです。

ですから、そういった部分で、私は見せていただいて、18歳、19歳でやっていることというのは非常に良いと思ったのです。だからあれをもっと20歳、21歳で、多分、十分、教育の機会とかそういうことの機会に恵まれてこなかった人たちもいると思うので、それは個々のケースにもよるのしょうけれども、やはり広げていった方がいいのではないかなというのが率直な感想です。

○酒巻教授 私は仕事の性質上、京都大学の学生・同僚や自分の家族以外の、新聞の方が相手にしている一般国民、一般の方と接する機会が乏しいので、抽象的な質問ですけれども、相当数の一般国民は、いわゆる原則逆送というシステムを御存じないのではないかと。そこはいかがでしょうか。

現行法では、いわゆる世間の耳目を引く凶悪重大事件の場合は、条文上、16歳より上であれば刑事裁判に原則なるといいう制度を御存じの方というのがどのぐらいいるのだろうかというのが全然分からないですけれども、世論調査でそこまで聞くわけにはいかない。どのような感覚ですか。もしかしてそこを御存じない方がたくさんいて、少年は20歳未満だと全部、少年法のために刑罰を免れ、少年院だというふうに思っている方もいるのではないかと想像なのすけれども、この点、どうでしょうか。

○大沢氏 確かに先ほど申し上げましたが、やはり一般の方の中には、今の少年を取り巻く処遇とか司法の仕組みというものを余り御存じない方も少なくないと思うのです。これは学校で余りちゃんと教えていないということもあります。

ですから新聞社でも少年事件があるとみんな勉強するわけですね、新聞記者も。それで記事を書いているという状況でありますから、やはり一般の方が精通していないというのは無理もないことだと思います。

あとは一般の人が判断してする上で、一番分かりやすいのは、少年の場合は、実名と顔写

真が出ないということだと思っております。そこが一番、皆さん分かりやすいので、だからやはり軽いのではないかなということを感じられる一つの、一番分かりやすいところはそこで、そういったものから判断されている可能性はあるのだと思います。

ですから今、先生がおっしゃったような仕組みを十分精通している上での御意見ということではないのかもしれませんが、その判断の要素の中の一つには、メディアを見ている中で少年だと名前も出ないし、顔も出ないのだということからこういった御判断をされている可能性はあるのかなというものは感じます。

○**松下刑事課長** 先ほど、推知報道の件でお話があったのですが、確かに新聞は実名報道の点に関しては、かなり少年について慎重に厳格に御判断されていると思うのですが、他方でネットでは随分、写真も何枚も出ているというようなお話がございましたが、ネットでほとんど名前も写真も出ているということが新聞において、では実名報道してしまおうとか写真を載せようかということの判断に影響がどの程度あるのかないのかということと、それから実際にするかどうかは別として、今、ネットにそうやってあふれているということを踏まえて、この推知報道をしないでほしいという規定があることについて、マスコミの方はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○**大沢氏** まず最初の点は、どんなにネットに氾濫していたとしても、私どもはきっちり実名については極めて慎重に、実名で報道する理由、先ほど言ったような特殊な理由がなければ、やはり更生に影響を与えますので、ネットに出ているからといって出すことはいたしません。それはやはり情報リテラシーということをよく言われますけれども、いろいろな情報がある中でも、一応、これは勝手に私たちが自負しているだけですけれども、新聞で出ている情報についてはある程度信頼していただいているというふうな、ちょっとこれは思い上がりかもしれませんが、自負がありますので、そういったところではしっかりと原則を守ってやっていきたいということです。

ですから、この規定についてはいろいろと世の中のそういった批判というものもあるとは思いますが、やはり更生していく上で名前が出ることの重さはある。しかも今、我々メディアの記事もネットに流れているので、要するに昔は縮刷版でひっくり返さなければ調べることができなかったものが、簡単に名前を打ち込めば、ヒットするという時代になっているわけですね。そういった状況にもありますので、やはり慎重に考えて、この原則についてはしっかり方針を踏まえてやっていくということだと思っております。

○**富山官房審議官** 世論調査等でお聞きになっているわけではないと思うので、もし一般国民の感覚としてどうかということがお分かりになったら教えていただきたいと思っております。今、私どもはこの議論の中で、18歳、19歳の者について、大人扱いにするとしても何か保護的なことができないだろうかということも議論の中に入っておりますし、その年齢を20歳、21歳ぐらいまで広げることとはどうだろうかということも話をしているわけなのですが、仮に18歳、19歳、あるいは20歳、21歳の者について刑罰は科さないのだけれども、保護的なことを何かするというような制度を作ったときに、一般国民の意識として、それはいいじゃないかと言っただけなのか、刑罰も科さないのに大人にそんなことを無理強いするというのはおかしいのではないかという声が出てきそうなのか、その辺りの感覚というのはどんなふうにお考えになりますか。

○**大沢氏** なかなかそれは難しい御質問なのですが、先ほどもちょっと申し上げたので

すけれども、やはりそうすることが再犯の防止に役立って、ひいては一般の人の皆さんの社会の安心した生活に結び付いていくということ、そこをしっかりとそういう趣旨の下にやっていけば、それはある程度、理解を得られるのではないかなと思います。やはり犯罪に巻き込まれたりですとか日常の生活がいきなり暗転したりとか、そういったことが皆さん怖いわけですから、私自身もそうですから、そういったことのないようにするためにやはりただ何もしないで終わりではなくて、そこにそういった働き掛けをして、もう二度とそういう再犯がないようにしていくための仕組みなのですよということ、をしっかりと訴えていけば、理解は得られるのではないかなというのが、私の考えです。

○白井参事官 時間の関係もありますので、そろそろ質問を終わりたいと思うのですが、質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは大沢様、どうもありがとうございました。

(休 憩)

○白井参事官 それでは、再開いたします。

本日、最後に御意見をお聞きするのは毎日新聞論説委員の野沢和弘様です。野沢様からは現在の少年及び若年者の実情等、少年及び若年者に対する処分や処遇の課題、少年法の適用対象年齢の引下げ、推知報道の禁止などにつきまして御意見を20分程度お聞きし、その上で幾つか質問をさせていただくという形で、ヒアリング及び意見交換を行います。

配布資料はパワーポイントを印刷したものが1点ございます。なお、この資料につきましては御意向により、ウェブサイトへの掲載は行いません。それでは、野沢様、お願いいたします。

○野沢氏 毎日新聞社で論説委員をやっております野沢と申します。よろしくお願ひいたします。このような貴重な機会をいただき、大変感謝申し上げます。

私自身の担当は主に社会保障なので、司法や少年事件とは今、担当は違いますけれども、若い頃は少年事件の取材ですね、主に被害者等への取材もかなりやってきたという立場であります。今日は少年の中でも、特に発達障害を疑われる少年のを中心にお話をさせていただこうと思っております。

と申しますのは、私自身がこの15年、20年来、こうした障害者の権利擁護だとか事件についてのことを専門的に関わってきたという立場であるからです。また、少年事件の中でも特に重要事件については発達障害の鑑定を受けたり、あるいはその疑いがあるケースがかなりの割合で含まれているということ、さらには、矯正や再犯防止という観点からも共通した問題がそこにあると思いますので、そうした観点からお話をさせていただければと思います。

2000年頃から、主に新聞が発達障害のある少年の事件について報道して、それがまた社会で大きな反響といいますか、マイナスの抗議も含めてのいろいろな問題を起こしてきました。私の知る限りですが、2000年に高校3年生がお年寄りを殺害して、「人を殺す経験をしたみたかった」と警察で供述したことが新聞等で大きく報道されました。その彼が発達障害の精神鑑定を受けたということが一番の大きな引き金ではないかなと思います。その3年後には中学1年生が男児を誘拐して、駐車場から突き落として死なせてしまった。これも少年法の改正に大きなインパクトを与えた事件だと思います。

当時、やはり捜査段階でこうした供述をされると、新聞といいますか、メディアは飛びつ

くわけですね。非常に不可解だというふうなことで、一体この少年はどんな人物なのだろうということを大きな報道をするわけです。こうした捜査段階での供述や、あるいは公判での証言がメディアを通して社会にいろいろな影響を与えていくということでもあります。

ただ、私の知人や一緒に研究している精神科医や発達障害に詳しい人たちに言わせると、彼らのこういう言葉、これは彼らの中には反省の気持ちはあるのだけれども、言葉として出てくるときの認知だとかコミュニケーションに非常に独特のものがあるのだと言うのです。誰だって子供は、人を殺したらどうなるのかという興味はあります。ただ、それを言葉にしたら相手にどう思われるか分かるから言わないだけであって、彼らはそういう想像力が働かないのでこういう言葉を出すと。「人は死ねば物になってしまう」とか「死んだ人には反省できない」とか、考えてみれば、ある意味、これは真実ではあるかもしれませんが、こうしたことを普通は言わないけれども、彼らは言ってしまっただけで誤解をされると。

こういう供述が、「反省がない」「凶悪、猟奇的」「不可解」というふうなレッテルを貼られて、障害特性を顧みられることなく、負のスパイラルに陥っていくと。また、刑務所に行っても、矯正施設でも発達障害や少年向けの矯正プログラムというのは意外にないということで、そのまま再犯率が高いまま出所してきて、またさらに地域社会での理解やサポート不足があって、それで再犯を繰り返すケースが幾つかあります。

つまり、被害者の処罰感情は満たすことはできても、本人の矯正、ひいては社会の安全に結び付いていないのではないかというような辺りが我々の問題意識の出発点です。改善するためということでは、なぜ事件を起こすのか。彼らの障害特性や供述の特性について捜査機関やメディア、司法機関への説明や理解というものが必要でしょうし、矯正プログラムの構築やその適用、出所後のサポートというものが必要になってくるのではないかというようなことを考えてきたわけでもあります。

障害者のこうした事件をどう考えるかということで、私や、私も一緒に研究しているチームが注目したのはイギリスでありまして、イギリスは触法のこうした特性を持った方を刑罰ではなくて、むしろ治療や教育によって矯正につなげようと、理解や福祉サービスによって地域に包み込んでいこうというようなことが試みられているということを知り、イギリスに行きました。

まず、2010年に、視察団で行きました。自閉症研究をしている精神科医、あるいは神奈川医療少年院や関東医療少年院でこうした少年たちの矯正プログラムを作っている精神科医とか、あるいは司法の立場から弁護士やメディアの立場から私というメンバーです。やはり社会に対してどうやって理解を促し、どのような納得感を持ってもらうのかということに関して言うと、医療だけではなくて、司法やあるいはメディアが複眼的にこういうものを考えていかないと、なかなか解は見つけれられないのではないかというような、そういった過程で行ってきたわけでもあります。

この当時、話題になっていたのはゲイリー・マッキノン事件と言われるもので、これはイギリスの青年ですけれども、アメリカの国防総省に対してハッキングをしたのです。UFOの存在を証明したかったというような理由ですけれども、彼はアスペルガー症候群という発達障害を持った青年ですが、アメリカ政府は彼の身柄引渡しをイギリス政府に対して要求するわけです。

ところが、イギリス政府はイギリス国内の関係者、特にイギリス自閉症協会がかなり反対

したということもあり、このときに交渉を始めるわけですね。そのとき、イギリス自閉症協会が主張したのは、アメリカのような国に渡されたら厳罰に処せられると。懲役70年ぐらいの刑を食らうのではないかと。こういう彼らに対して刑罰というのは意味がないのだと。それよりも医療や教育によって矯正、治療、再犯防止につなげていくイギリス国内の方がいいのだというようなことを主張したわけでありました。

そのときの結論についてどうなったのかというと、ゲイリー・マッキノン氏の身柄を引き渡さない代わりに、バーターとしてイギリス領のある島の軍事基地をアメリカの海兵隊に使用权を認めるというような交換条件で交渉が行われたそうです。

私は大変びっくりしまして、一人の発達障害のある青年の身柄を引き渡さないために軍事基地を米海兵隊に使わせるなんて、とてもこういうことは日本ではあり得ないだろうなと思いました。イギリスは、自閉症協会がかなり強烈なキャンペーンをやったということもありますけれども、イギリスの国家の意思として、こうした方たちに対する厳罰ではなく、矯正あるいは福祉というものを優位に持っていこうという意思決定というのはどんなところにあるのだろうかというのが大きな私自身の焦点、関心の的でありました。

イギリスの場合には、何らかの障害があったりすると刑務所から高度保安病院に移し、それから中度保安病院、さらには、開放病棟に移し、最後に地域に戻すというダイバージョンのことがされていて、地域に移るときには病院スタッフが出向いて、手厚くいろいろなコーディネートをしていくというようなことが分かったのです。保安病院の中でやられているのを見ると、日本の福祉の自閉症の方たちの行動障害に対する治療といえますか、ケアがそのまま応用されているようなプログラムが行われておりました。本人の自尊心を回復させて共感を得るみたいなですね。一緒に行った医療少年院の精神科医は「日本の医療少年院でやられているのとほとんどプログラムの内容は同じである」というようなことを言うておりました。発達障害向けのコミュニケーションを補うツールを用意したりですね。

どうしてイギリスの社会はこういう政府の判断を支持しているのか、あるいはこうした政策が成り立っているのかというので、どこに日本との一番の違いがあるのだろうかということを考えたのです。私の立場でいうと、やはりマスコミの報道が随分、イギリスは成熟しているのではないかと、だから国民はこれを納得しているのではないかなどということも考えたのです。

ところが、こうした問題に詳しいイギリスの専門家に会って話を聞くと、かなり手厳しいマスコミ批判を聞かされました。「マスコミは大きな事件になるとすぐにあおり立てて、猟奇的な事件は強い好奇心を示すのにすぐ忘れる」と。「動機が不明だ」とか「反省がない」とか、親たちは自分の子もこういう犯罪をするのではないかと不安になっているということでした。

実際に私たちが滞在している中でも、「インディペンデント」といえば、それほど悪い新聞ではない、イエローペーパーではないですけども、そこでもやはりびっくりするような記事がありました。何年も前に何人もの方を殺害した男の写真をど真ん中に載せて、殺害された被害者の顔写真をその周囲に並べて載せて、「こんな人間をダイバージョニングして地域に戻していいのか」みたいな記事なのです。今、日本ではとても新聞などはこのようなことはやらないです。週刊誌ですら、今、こういうことをやらなくなってきたと思いま

すけれども。あるいは子供の事件でも子供の顔写真なんかを並べ立てるような報道を目にしました。

イギリスの自閉症協会にはメディア対策班なるものがあり、専従スタッフ10人で全てのイギリス国内で出版されているナショナルペーパーや地方紙も目を通して、問題のある報道に対してチェックして、記者や編集者にアプローチをかけて理解を求めるような活動をしているみたいです。あるいは刑務所内の改革に取り組んでいる強力なNGOがあったりしておりました。

つまり、メディアがかなり日本以上にこうした人々の関心に応えるような、日本でいうとかなり問題のあるような報道をしている、ただ、それに対抗するようなこうした当事者団体やNGOの活動があるということも分かりました。その一方で、イギリス政府は再犯防止という観点に立って、非常に合理的な判断をしているということが分かります。

それから2014年にオーストラリアのビクトリア州を訪ねていったときですけれども、やはりビクトリア州でもこうした生活困窮者、障害者、認知症等の刑罰の意味がよく分からないというか、刑罰になじまない人たちの場合には分離して、こうした別の枠組みで彼らの再犯防止のようなものをしています。

この場面も見学させていただきまして、プロセキューターポリスとか言われる警察官と検察官を併せ持つような立場の方もこのメンタルヘルス裁判の中におりまして、こうした特に被害者がいるような事件で、刑罰に乘せずに再犯防止の観点から、福祉や医療や地域社会でのインフォーマルな支え合いのところに再犯防止のルールを敷くということに対して、国民は納得しているのかというようなことを質問したのですけれども、そのプロセキューターポリスの方は、「刑罰というのは意味があるのか」というようなことを言うわけです。「むしろ刑罰ではなく、福祉につなげることで、本当に必要なところに我々の役割といたしますか、仕事というものは集中できるのである」、「こういう合理的な判断をやはり国民とか州の人々は支持しているのだ」というようなことを当時言われたことを覚えております。

日本の現状をもう一度振り返ってみますと、障害者の事件の不適切な報道、これが世間の誤解を生んで、暮らしにくい社会をそこで作っている。そこで厳罰化に乘せられる。矯正プログラムがないまま、刑期を終えて出所したとしても、そこにはまた彼らにとって暮らしにくい状況があると再犯を招きやすい。実際に再犯になって死刑になった方もいらっしゃいます。

こういうサイクルができてはいないか、それを何とか逆のサイクルにしたい。こうした事件を減らして、もし事件があったときも適切な報道によって適切な刑事手続や司法判断をしていただき、矯正プログラムの開発や普及、こういう循環を何とか作れないものかというようなことを考えてきたわけでありませう。

もう一つ、数年前にホームレス襲撃事件というのがあって、このときにも逮捕されて起訴された青年がやはり自閉性障害と知的障害という鑑定を受けて、無期懲役の求刑に対して懲役12年という判決が出た事件がありました。精神鑑定ではこうした特性、相手の心理状態が分かりづらく、動作面も力加減の調整が困難で、奇妙な思考過程に基づく行動を招きやすい、一度着想したことにとらわれて、同じパターンの行動を反復してエスカレートすることが多いというようなこととか、殺意だとか責任能力についての検証がなされて、

結論として判決文では「社会適応能力と精神的安定の向上がなければ、服役が何らの効果もなく、刑期を終了しても依然、社会にとって、危険な存在となりかねない」というようなことが指摘されました。これはやはり刑罰によっての矯正というものがなかなか困難な人たちに対する一つの方向性を示すものではないかとして、私たちが注目した判決ではありません。

今、こうした認知症の方も含めてですけれども、少年や何かの障害のある方たちが地域でいろいろなトラブルを起こします。彼らが刑事手続をとられて、刑務所に入るケースというのは非常に多いわけですが、それを何とか刑事手続をとられる前に入口のところで支援をして、地域社会や福祉につなげられないだろうかというような活動を今、各地で、私に関わったNPOが中心になって研修会等をやっております。

そこにはそれぞれの地域の刑務所、それから保護観察官・所といった方たちも結構参加してくださって、そこでよく聞くのは、刑務所内でも、彼らをこの刑務所の中に入れておくことにどれだけの意味があるのかというようなことが、かなり職員内部でもそうした問題について今、議論になっているということで、これは特に新潟ですけれども、この研修会の勉強会の事務局を新潟刑務所内の職員たちが担って、何とか彼らが刑務所に入ってこなくて済むようなことを地域でやってくださいというようなことに取り組んでいるということがあります。

まとめとして、全ての少年にももちろん発達障害があるわけではありませんし、今、私が話したことが全ての少年に適用できるとは思いませんけれども、かなり重なっている部分はあると思います。自我が未発達であったり、認知のゆがみがあったりする人たちに対する刑罰というのは、再犯防止にどのぐらい有効なのだろうか、再犯防止という観点で言えば、むしろ違う方法、イギリスやオーストラリアのビクトリア州がとられているような方法もあり得るのではないかと私個人としては思います。

ただ、理不尽な被害を受けた人への同情や共感というのは、非常にやはりこれは、今の社会を考えたときに私は貴重なものだと思います。これは人間の心情の発露としては当然のことだと思いますし、被害の現場に花束をいろいろな方が束ねるのを見ると、やはり社会にとってこういう共感というものは非常に大きな要素になってくるだろうとは思っています。

ただ、これをどうやって両立させていくのかというのがやはり非常に難しいところだと思うのです。刑罰によって報復感情を満たせるのだろうか、少年事件の被害者等を何人も取材しましたがけれども、彼らはやはり厳罰化を求めたりしますが、厳罰化以外でも、本当のことを知りたい、自分たちの今の気持ちをいろいろな人に聞いてほしい、多くの人に興味を持っていただきたいというような思いが非常に強いということが、今でも印象に残っております。

刑罰で報復感情を満たすだけでなく、もっともっと違う方法で被害者に対する手当てといたしますか、あるいは被害者に共感する人々に対する心情への応え方というものがあり得るのではないかと考えております。

そしてもう一つは、判断能力にハンデのある少年や障害者に対して、厳罰は抑止力となるのだろうかということです。これはその人本人だけではなくて、まだ犯罪をしていないこうした少年や発達障害を持った人たちに対してということでもあります。それと18歳、19歳の方が起こす事件のうち、殺人、傷害致死というような重大犯罪は非常に件数が少

ないですね。今でも厳罰に処すというのは可能ですし、あえてここで年齢を引き下げるとするのは、弊害ということも考えたときに、バランスをどのようにとっていくかということをやはり考慮しなければいけないだろうというふうに思います。

少年事件全体の5割が18歳、19歳で、全体の犯罪の中で不起訴になっているケースというのは相当多いのですけれども、この中でも本当は教育的な矯正が必要な人たちがむしろ成人と同様に扱われることによって起訴猶予になって、こうした教育的な矯正機会を受けられない、そういう可能性というものを考えたときに、やはり慎重に考えるべきではないのかなというのが今現在の私の考えであります。

○白井参事官 ありがとうございます。

それでは質問に移ります。

○小川矯正局長 いろいろ御説明の中でもございましたけれども、矯正施設としても、発達障害の非行少年や受刑者に対する処遇について、非常に興味を持って取り組んでおります。まず少年院では、神奈川医療少年院のお話もありましたけれども、発達障害の少年は非常に増えていると思っています。昨年、新しい少年院法が施行されまして、その中で発達障害等にも焦点を当てた課程の組み替えということをやりました、支援教育課程ということでもありますけれども、発達障害などの少年に適する矯正教育を施すということで取り組んでおります。

少年院だけでなく、刑務所においてもできるだけそういう対応をとっていくということで工夫をしまして、これは全ての刑務所でできているかという問題はあるのですけれども、例えば一部の少年刑務所では、ほぼ少年院と同じような教育中心のプログラムを採用しております、もともと調査分類の段階でどういう障害があるかとか、発達障害があるかどうかということや心理技官の検査なんかも含めて判別し、そして発達障害があると認められる場合には、工場に出して一緒にほかの受刑者と作業をするというのが難しいところがありますので、まず個別で観察をして、いろいろ基礎的な教育をしたりだとか、社会適応的なトレーニングをしたりだとか、いろいろ取り組んでいるつもりなのです。

また、社会に戻すに当たってもできるだけ受け皿につなぐだとか、適切な病院につなぐという調整の努力もしているつもりではあるのですけれども、そうすると矯正施設の中でもかなりのことはできるのではないかという気もするわけです。必ずしも治療と司法というのが相反するものとかトレードオフということではなくて、刑罰を執行しながらも治療的な効果も上げられるし、むしろ矯正施設の中でそういった処遇をした方が、確実な治療効果を上げられるかもしれないという気もするわけです。

そうすると、刑罰ではなくて治療でという方向を必ずしも志向しなくても、刑罰の中で治療効果を上げていくことも十分可能なのではないかという気持ちもありますし、そういった方向を目指さなければいけないと思っているのですけれども、そういったことについてはいかがでしょうか。

○野沢氏 私の発言の仕方が問題あったかもしれませんが、矯正施設で働いている方もいろいろな意見交換をする機会があって、いろいろな御努力をされているのは私も承知しているつもりで、できれば刑務所内、少年院内でも有効な治療、矯正をしていただくといいのかなとも思います。

中にはやはりある程度、物理的に隔離といいますか、自由を拘束した環境の中ででない

できないような矯正だとか治療というのがあるということも私も聞いております。そういう方には確かに今の矯正施設での治療、矯正というのは必要だなと思いますし、今後もやはり必要になってくるだろうと思います。

もう一つは、イギリスで高度保安病院等でも話を聞いたんですけども、ただ、やはり矯正施設や施設内での治療というのはどうしても限界があるということも言われるわけですね。この中にいるときには治療効果が見えても、やはり地域に戻すと本人の見せる面が全く違うようになってしまうと。なので、地域に戻した後もお互いに補完し合える形で矯正施設の中での、保安病院の中でのやり方と地域に戻したときのやり方と連続性を持ってやって、フォローしていかなければいけないのだということも聞きました。

中には再犯率の高い放火とか性犯罪をした少年や発達障害の人に対して地域で、レジデンシャルケアと言いますが、地域で暮らしながら地域で共生を図っていくような取組もされている現場があるということもイギリスに行ったときに知って、日本でも何とかそれを取り入れられないかということで今、幾つかの場所で行き組んだりしているのです。

なので、少年のタイプとか犯した事件のタイプによっても随分違うと思うのですが、様々なやり方というものがあり得るのかもしれないとは思っております。全く矯正施設内でのそういう治療や矯正というものを私は否定しているつもりはないのですが、ただ、それだけではない、もっと本当は違う方法がいい場合もかなりあるのではないかなというのが私の印象であります。

○加藤刑事法制管理官 1点、お話の趣旨を確認させていただきたいのですが、最後のまとめのところ、この勉強会のテーマでもあります若年者の処遇に関する御示唆もいただきました。これは非行少年の中には発達障害といった要素を持っている者が、全部ではないにしても多いということをお話しいただいているという理解でよいのか、あるいはそうではなく、非行少年については発達障害の方に対する処遇といわば並行的にアナロジーとして用いることができるという御趣旨であるのか、あるいは別の御趣旨なのかという点をまず教えていただけますでしょうか。

○野沢氏 非行少年の中で発達障害の人が多くは思っていないのですが、非行少年の中でも特に重大犯罪をしてしまう、特にマスコミが飛びつくような世間の耳目を集める犯罪をしてしまう人の中に、ある一定程度、こうした発達障害の傾向を持った少年がいるということは事実だと思います。

これが1点と、あともう一つは矯正可能性だとか治療可能性ということを考えてときに、あるいは社会の理解ということを考えてときに、アナロジーとして少年と発達障害の人、若年の発達障害の方というのは参考になり得るのではないかなという、そういう趣旨であります。

○加藤刑事法制管理官 それを前提に御所見を教えてくださいたいのですが、司法と医療の関係というのは現在の医療観察法の制定時などにもかなり議論があり、イギリスのモデルなども参照されていたと承知しています。行為者の危険性を除去するために収容する、治療するという、あるいは社会復帰を優先するということについては、それについてはメリットがあるとしても、危険を除去して社会に戻れるまで、国が責任を持って身柄を拘束し、治療を加えるということになると、括弧付きではありますが、それは「保安処分」であって、そういったことが許されるのかという、強い反対にあうということが現実にある

わけです。

今、御示唆いただいているような発達障害に対しては治療を中心とした処遇といった構想が、そういう観点から社会的に受け入れられる状況になっているかどうかという点については御所見はいかがでしょう。

○野沢氏 このような記事を書いて、いろいろな読者からの反響や世間のいろいろな反応を見ますと、それほど簡単には理解は得られないなということは感じております。これはマスコミ内部と申しますか、新聞社内でも議論が物すごく分かれているところであって、平たく言うと、私のようなこういう意見というのは社内でも少数派かもしれないと思っております。

ただ、合理的に考えたときに、本人の再犯防止、その延長線にある社会の安全ということ考えたそういう合理的な考え方をしたときには、やはりこういうものが必要ではないのかなと思うのです。

保安処分についても、やはりこれは我々のいろいろな研究チームの中でも意見がかなり違いますので、方法論と申しますか、それと当事者や社会に対する説明の仕方というものが非常に重要になってくるころかなという気はするのです。なかなか難しいものでして。

○木村少年矯正課長 発達上の課題を有する若者に対しては、特性に応じたきめ細かい働き掛けが必要だというお話だったと受け止めさせていただきましたけれども、野沢様のこれまでの取材経験ですとか、あるいは視察の経験等を通じ、少年鑑別所の鑑別プロセスが果たしている役割ですとか、あるいは今後の課題ですとか改善点について、何か御所見があれば伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○野沢氏 少年鑑別所は余りよく知らないのですけれども、ただ、少年鑑別所の心理技官に親しくさせていただいている方もいるのですけれども、やはりかなり社会的な資源としては私は有効だなというのは率直な意見です。

今、彼は少年鑑別所の中だけではなくて、小学校に行っているいろいろな問題のある生徒や親や、あるいはソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカー、先生たちのスーパーバイズのような立場になっていて、予防という観点でも非常に少年鑑別所の持っているスキルや知見というものがこれから必要になってくるのではないかなと思って、とにかく学校現場は本当にどうしていいかわからない感じで、余力もなければスキルもなくて困っているというような状況なので、ぜひ私は少年鑑別所の持っているものを地域、特に学校にかかせていただきたいというのが私の感想になります。

○太田教授 若年成人でもやはり発達障害の者はたくさんいることは最近、よく知られておりますけれども、そういう者たちで起訴猶予相当か、もしくは起訴か起訴猶予の境界ぐらいの比較的軽微な罪を犯した場合でも、やはり起訴猶予になってしまうと、教育を受ける機会がないわけです。

少年の場合にはこういう刑事手続の方に回してしまうと起訴猶予になってしまって、何も機会がないからというのが御主張の一つだと思うのですけれども、成人の場合にはどのようにお考えになりますか。その場合でも、だからといって起訴しろという御主張には多分つながらないと思うのですけれども、その続きはどうなるのでしょうか。

○野沢氏 私は年齢ですね、20歳を過ぎてもある程度、そういう要素のある方はむしろ合理的な考え方をして、治療とかそういうところに持っていければいいなとは思っております。

- 太田教授** 行為責任としては軽いものでも、例えば他人の物を故意に壊したとか軽いけがを負わせたというケースでも、やはり治療や教育、処遇という目的のために何らかの強制的な対応をとるべきだという、御主張でしょうか。
- 野沢氏** それは刑務所に入れるということではなくて、やはりできれば地域で、そういうものに詳しい人たちの間で再犯防止のような教育といますか、生活の支援といますか、そういうものが必要ではないのかなと思います。
- 太田教授** 本人がそれに同意しない場合でも何らかの強い形で、義務という形で課すということでしょうか。
- 野沢氏** そこは難しいですね。
- 太田教授** そうすると、先ほどの話のように、結局、学会的には保安処分の請求ではないかという非常に強い批判が来るところだと思いますが、いかがでしょうか。
- 野沢氏** と思いますね。そこをどうやってつなげていくかというのは、どれだけ考えてもなかなか答えは出てこないのですけれども。
- 太田教授** 少年だから保護処分という名の下に行われていますけれども、従来の概念ですと、保護処分も処分の一種ではあるのです。そういう見方は余り強くされてきてはいないのですが、そうすると今度、やはり再犯防止とか社会の安全を守るために若年者に対して何らかの強制的な対応をとるのかという批判が十分あり得ると思うのですけれども、いかがでしょうか。
- 野沢氏** なかなか強制的な対応というのは難しいと思います。そこはソーシャルワークの手法を駆使して、本人をそういうところにつなげてくる。実際に成功している人は全くないわけではありませぬので、そういう試みをできるというか、それぞれの地域でそういう体制を作っていくことが大事だと思っています。
- 松下刑事課長** 今回、公職選挙法の選挙権年齢が18歳に引き下げられたこととの兼ね合いで、少年法はどうするのかということが一つ問題になっているわけですが、公職選挙法が18歳になったということと少年法でどうするか、成人年齢をどうするかということとどう関係にあるか、必然的にそうなるべきなのか、それはそれ、これはこれという考え方もあり得るとお考えなのかということと、それから民法の成人年齢も18歳になるかという話があるわけですが、それと少年法との関係ということについて、どのようなお考えをお持ちかということをもし御所見がありましたらお願いします。
- 野沢氏** 整合性ということで考えれば、当然、少年法もそれに合わせるという考え方はあると思います。検討されること自体、私は全然反対はないのですけれども、現実の少年たち、あるいは彼らの再犯防止とかということを考えてときには、やはりここは少し法的な整合性は阻害するかもしれませんが、現実的に有効なものを採用するべきではないかなと思っています。
- 白井参事官** ほかに質問のある方はおられますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは野沢様、どうもありがとうございました。
それでは、本日本日予定しておりましたヒアリングと意見交換は以上で終了であります。
次回の予定について御連絡いたします。今回は3月4日の午後に行う予定となっております。御意見をお聞きする方は医師で福井大学子どものこころの発達研究センター・子どものこころ診療部教授の友田明美様、医師で岩手医科大学の八木淳子様、医師で国立研究開

発法人国立精神・神経医療研究センターの安藤久美子様から御意見をお聞きする予定となっております。

本日はありがとうございました。

—了—